

目次

石川県における中小企業の労働事情

～平成13年度中小企業労働事情実態調査より～

調査のあらまし	2
調査結果の概要	3
回答事業所内容、経営状況と経営上のあい路、従業員（パートタイム労働者を除く）の労働時間・休日状況、特別休暇制度、パートタイム労働者の雇用・労務管理、雇用関係、新規学卒者採用状況、賃金改定状況、正規従業員の賞与	

賃金関係参考資料

～厚生労働省 平成12年賃金構造基本統計調査より～

年齢階級別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額	
第1表（産業計）	31
第2表（建設業）	33
第3表（製造業）	35
第4表（運輸・通信業）	37
第5表（卸売・小売業，飲食店）	39
第6表（サービス業）	41
第7表（石川県）	43

相談コーナー

日常の法律問題あれこれ	47
弁護士 久保 雅 史	

日常の経営問題あれこれ	50
税理士 坂 井 昭 衛	

「石川県における 中小企業の労働事情」

- 平成13年度中小企業労働事情実態調査より -

昨今の中小企業をめぐる労働環境は、依然として厳しい情勢が続いている。こうした状況において、高度化・多様化するニーズや技術に対応した人材をはじめ、高齢者、パートタイム労働者、派遣労働者などの活用により雇用形態が多様化し、又、企業のリストラ等により失業率が高騰、雇用創出及びワークシェアリングが緊急の課題となっております。

本会では、中小企業労働対策の樹立並びに指導方針の策定に資することを目的に本年度も引き続き「中小企業労働事情実態調査」を実施いたしました。

今回の調査では、従来から継続して調査を行っている賃金動向や労働時間の項目に加え、新たに従業員の休日状況、特別休暇制度、パートタイム労働者の雇用・労務管理及び雇用状況についても調査を行いました。

以下、調査の概要について報告いたします。

I 調査のあらまし

1. 目的

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働指導方針の策定に資することを目的とする。

2. 調査機関

石川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

郵送による調査

4. 調査対象事業所数

1,000企業

5. 調査時点

平成13年7月1日現在

6. 調査実施期間

平成13年7月1日より7月10日まで

7. 調査内容

- (1) 経営に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 雇用に関する事項
- (4) 賃金に関する事項
- (5) その他労働に関する事項

8. 調査票様式

後掲「平成13年度中小企業労働事情実態調査票」

II 調査結果の概要

1. 回答事業所内容

(1) 回答事業所数

調査対象1,000事業所のうち、回答は318票（31.8%）であった。内訳は次のとおりである。（表1.1）

表1.1 業種別・規模別回答事業所数

（単位：事業所）

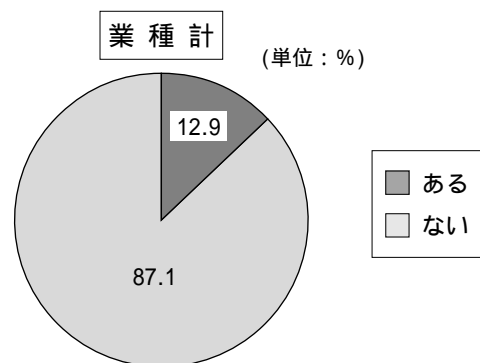
業種	規模				
	規模計	1～9人	10～29人	30～99人	100～300人
業種計	318	66	116	107	29
製造業計	174	34	61	63	16
食料品	18	5	4	7	2
繊維・同製品	32	6	11	12	3
木材・木製品	16	4	8	4	-
出版・印刷・同関連	14	2	4	5	3
窯業・土石	12	4	5	3	-
化学工業	1	1	-	-	-
金属・同製品	42	7	13	18	4
機械器具	28	2	9	13	4
その他	11	3	7	1	-
非製造業計	144	32	55	44	13
運輸業	18	1	7	10	-
建設業	39	5	16	13	5
卸売業	31	7	15	9	-
小売業	27	11	9	4	3
サービス業	29	8	8	8	5

(2) 労働組合の有無

労働組合の組織状況は41事業所で12.9%の結成率であった。（図1.1）

製造業では29事業所の16.7%、非製造業では12事業所の8.3%となっており、製造業の方が労働組合の結成率が高い。（表1.2）

図1.1 労働組合結成状況



業種別の結成比率をみると、製造業では、「繊維・同製品」の31.3%が最も多く、次いで「機械器具」の21.4%となっている。非製造業では小売業の14.8%が最も多く労働組合の結成率が高い。

表 1.2 業種別・規模別労働組合結成状況

(単位：％、()内は事業所)

	ある	ない
産 業 計	12.9 (41)	87.1
製造業 小計	16.7 (29)	83.3
食料品	11.1	88.9
繊維・同製品	31.3	68.8
木材・木製品	6.3	93.8
出版・印刷・同関連	14.3	85.7
窯業・土石	8.3	91.7
化学工業		100
金属・同製品	16.7	83.3
機械器具	21.4	78.6
その他製造		100
非製造業 小計	8.3 (12)	91.7
運輸業	11.1	88.9
建設業	5.1	94.9
卸売業	3.2	96.8
小売業	14.8	85.2
サービス業	10.3	89.7
全 国	8.7	91.3

(3) 産業医の有無

回答318事業所のうち、「いる」と回答した事業所は84事業所 (26.4%) で「いない」と回答した事業所は234事業所 (73.6%) であった。内訳は次のとおりである。(表 1.3)

製造業では、回答174事業所のうち、「いる」と回答した事業所は57事業所 (32.8%) で「いない」と回答した事業所は117事業所 (67.2%) であった。

非製造業では、回答144事業所のうち、「いる」と回答した事業所は27事業所 (18.8%) で「いない」と回答した事業所は117事業所 (81.3%) であった。

表 1.3 産業医の有無

(単位：事業所、()内は％)

	事業所数	いる	いない
産 業 計	318	84 (26.4%)	234 (73.6%)
製造業計	174	57 (32.8%)	117 (67.2%)
食料品	18	5	13
繊維・同製品	32	10	22
木材・木製品	16	3	13
出版・印刷・同関連	14	4	10
窯業・土石	12	5	7
化学工業	1		1
金属・同製品	42	18	24
機械器具	28	11	17
その他	11	1	10
非製造業計	144	27 (18.8%)	117 (81.3%)
運輸業	18	4	14
建設業	39	12	27
卸売業	31	3	28
小売業	27	2	25
サービス業	29	6	23

(4) 常用労働者の構成

常用労働者数は、総数12,004人、性別内訳は、男子8,194人 (68.3%)、女子3,810人 (31.7%) となっている。(表1.4)

製造業・非製造業とも男子、女子とも構成比率は同程度であった。

表1.4 常用労働者数

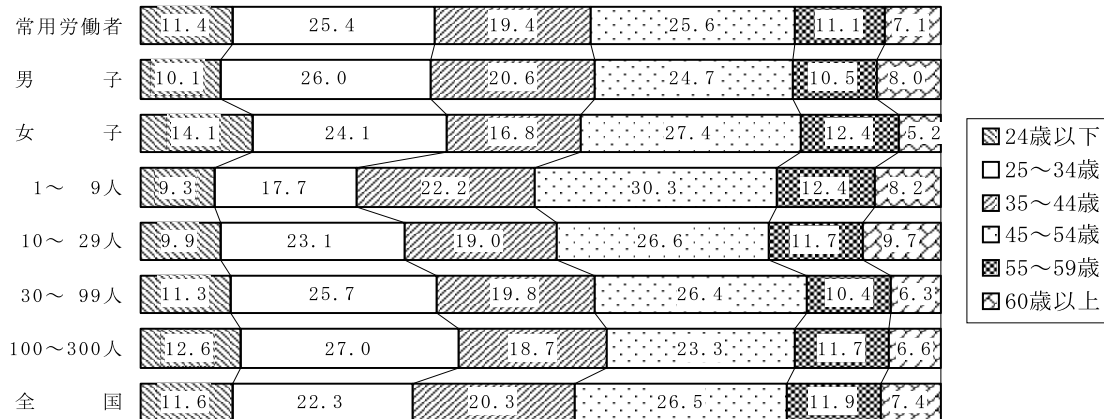
(単位：人、()内は%)

業種	区 分	男 子	女 子	合 計
業 種 計		8,194人 (68.3%)	3,810人 (31.7%)	12,004人 (100.0%)
製 造 業 計		4,533人 (68.0%)	2,131人 (32.0%)	6,664人 (100.0%)
非製造業計		3,661人 (68.8%)	1,679人 (31.4%)	5,340人 (100.0%)
全 国 計		515,144人 (72.6%)	194,630人 (27.4%)	709,774人 (100.0%)

常用労働者の年齢別構成をみると、「45～54歳」25.6%が最も多く、次いで「25～34歳」25.4%となっている。また、60歳以上の高年齢層は7.1%であり、小規模の事業所での高齢者の占める割合が若干ではあるが高い。(図1.2)

図1.2 常用労働者の性別・規模別年齢構成比

(単位：%)



常用労働者の女子が占める比率について、「10～20%未満」23.3%が最も多く、次いで「30～50%未満」の20.8%次いで「20～30%未満」が20.4%と続いている。(表1.5)

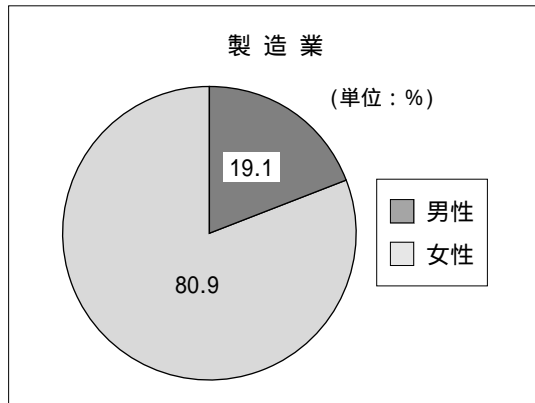
表 1.5 女性常用労働者比率

(単位：%)

	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
産業計	1.9	11	23.3	20.4	20.8	13.2	9.4
製造業 小計	1.1	9.2	20.1	21.8	25.3	15.5	6.9
食料品	5.6	-	-	16.7	33.3	38.9	5.6
繊維・同製品	-	3.1	6.3	3.1	31.3	34.4	21.9
木材・木製品	-	-	12.5	43.8	37.5	6.3	-
出版・印刷・同関連	-	7.1	7.1	28.6	35.7	14.3	7.1
窯業・土石	-	-	50	16.7	16.7	8.3	8.3
化学工業	-	-	-	100	-	-	-
金属・同製品	2.4	11.9	35.7	19	26.2	4.8	-
機械器具	-	32.1	28.6	25	7.1	-	7.1
その他の製造業	-	-	9.1	45.5	18.2	27.3	-
非製造業 小計	2.8	13.2	27.1	18.8	15.3	10.4	12.5
運輸業	5.6	44.4	27.8	11.1	5.6	-	5.6
建設業	5.1	25.6	46.2	20.5	-	2.6	-
卸売業	-	-	25.8	25.8	29	19.4	-
小売業	-	-	7.4	7.4	22.2	14.8	48.1
サービス業	3.4	3.4	20.7	24.1	20.7	13.8	13.8
全国計	5.7	12.5	24.4	19.5	17.8	12.3	7.8

(5) パートタイム労働者の構成

図 1.3 パートタイム労働者の構成



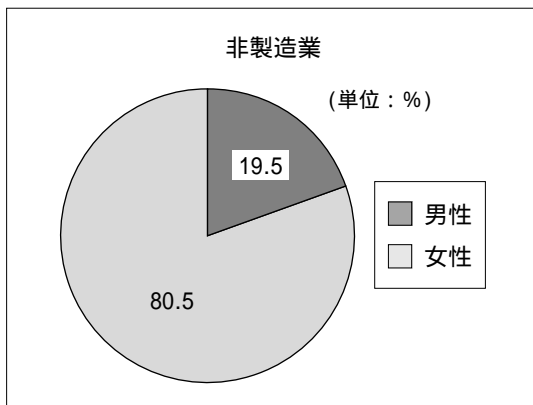
パートタイム労働者の男女別構成比を見ると、明らかに製造業・非製造業とも女性パートが圧倒的に多いことが伺える。

(図 1.3、図 1.4)

因みに、製造業では男性が19.1%、女性は80.9%、非製造業では男性が19.5%、女性が80.5%と8割が女性で占められている。

又、規模別で見ると「10～29人」規模の企業は女性パート (48.3%) より男性パート (51.7%) の方が上回っているが、それ以外の規模では「1～9人」では男性パート (22.9%) 女性パート (77.1%)、「30～99人」では男性パート (15.2%) 女性パート (84.8%)、「100～300人」規模の事業所では男性パート (72%)、女性パート (92.8%) で圧倒的に女性が多くなっている。(表 1.6)

図 1.4 パートタイム労働者の構成



業種別では、相対的に女性パートが多いが、製造業においては、食料品関係の女性パート (91.5%) が特に多く、一方非製造業では運輸業・建設業の男性パート (60.9%、76.7%) が多くなっている。女性パートが多い業種では、サービス業の (94.0%) が多く、次いで小売業の (86.7%) となっている。(表 1.7)

表 1.6 規模別パートタイム労働者の構成

(単位: %)

	1 ~ 9人	10 ~ 29人	30 ~ 99人	100 ~ 300人
男性	22.9	51.7	15.2	7.2
女性	77.1	48.3	84.8	92.8

表 1.7 業種別パートタイム労働者の構成

(単位: %)

		男性	女性
産 業 計		19.4	80.6
製 造 業	食料品	8.5	91.5
	繊維・同製品	35.4	64.6
	木材・木製品	14.3	85.7
	出版・印刷・同関連	14	86
	窯業・土石	12.5	87.5
	化学工業	-	-
	金属、同製品	24.1	75.9
	機械器具	35.1	64.9
	その他の製造業	12.5	87.5
非製造業	運輸業	60.9	39.1
	建設業	76.7	23.3
	卸売業	29.7	70.3
	小売業	13.3	86.7
	サービス業	6	94

パートタイム労働者の比率をみると、パートタイム労働者を採用している事業所は44.3%であるが、各事業所の労働者全体に占めるパートタイム労働者の比率は、「10%未満」19.2%が最も多い。又、大規模企業になるとパート労働者比率は相対的に少なくなっている。(表 1.8)

表 1.8 パートタイム労働者比率

(単位：%)

採用比率 規模・業種	採用なし	10%未満	10～20% 未満	20～30% 未満	30～50% 未満	50～70% 未満	70%以上
計	55.7	19.2	9.7	3.8	6.8	5.0	0.6
1～9人	54.5	0	9.1	9.1	9.1	15.2	3.0
10～29人	65.5	14.7	10.3	1.7	2.6	5.2	0
30～99人	47.7	31.8	10.3	2.8	7.5	0	0
100～300人	48.3	34.5	6.9	3.4	6.9	0	0
製造業計	52.9	24.1	10.3	3.4	6.3	2.9	0
非製造業計	59.0	13.2	9.0	4.2	5.6	7.6	1.4
全国計	54.0	16.9	10.3	6.9	6.2	4.7	1.0

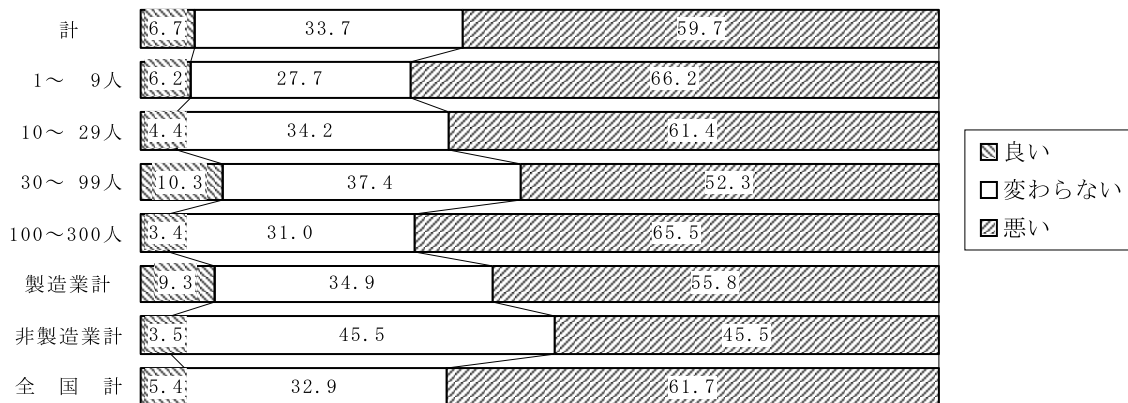
2. 経営状況と経営上のあい路

(1) 経営状況

1年前と比べた現在の経営状況は、「悪い」59.7%、「変わらない」33.7%、「良い」6.7%の順となっている。規模別で見ると「1～9人」の規模、又、「100～300人」の規模の業種で「悪い」とした事業所がわずかながら多い。又、「30～99人」の規模では「良い」とした事業所が10.3%もあった。業種別では製造業が非製造業より「悪い」とした事業所が多くなっているが、「良い」とした事業所は9.3%で、非製造業の3.5%より多くなっている。(図2.1)

図 2.1 経営状況

(単位：%)

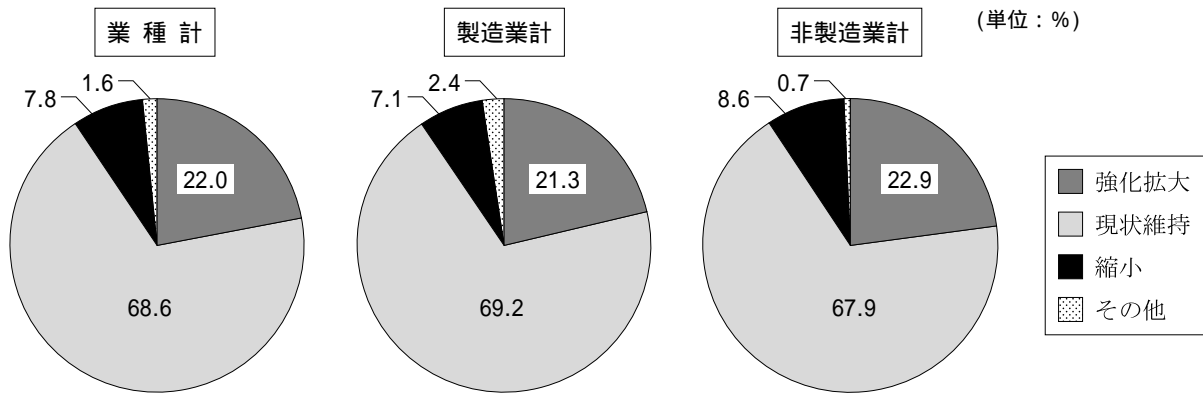


(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要な事業に対する今後の方針は、業種計で「現状維持」が68.6%、「強化拡大」22.0%、「縮小」7.8%の順となっている。(図2.2)

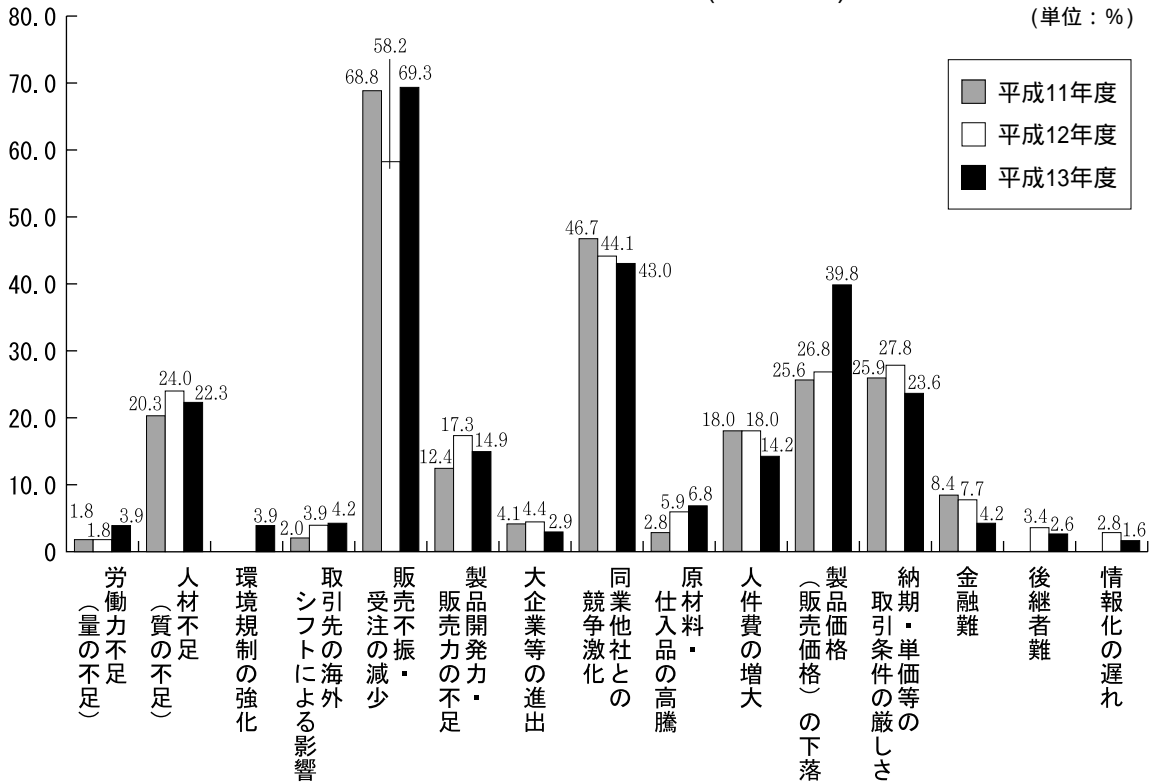
業種別にみると、製造業・非製造業とも「現状維持」が70%近く、又、「強化拡大」とも20%台であった。又、製造業・非製造業とも「縮小」がともに7～8%台となっている。

図 2.2 主要事業の今後の方針



(3) 経営上のあい路 (複数回)

図 2.3 経営上の隘路の推移 (複数回答)



経営上のあい路については、「販売不振・受注の減少」69.3%が最も多く、次いで「同業他社との競争激化」43.0%となっている。(図 2.3)

又、昨年と項目が若干変わったものに、「製品価格 (販売価格) の引き上げ難」から「製品価格 (販売価格) の下落」があるが、この項目では39.8%とかなりのウェイトが占められ、経営上の隘路として大きなウェイトを占めている。

不良債権等の金融問題が経済危機をもたらしているが、「金融難」については4.2%とかなり低く、経営上の隘路としてのウェイトが低い。

また、新規項目である「環境規制の強化」については3.6%と少なかった。

業種別にみると、製造業では、「販売不振・受注の減少」が66.7%、「製品（販売）価格の下落」48.8%、「同業他社との競争激化」43.0%、が多く、非製造業では、「販売不振・受注の減少」72.3%、「同業他社との競争激化」56.0%、「製品（販売）価格の下落」29.1%が多い。（表2.1）

表2.1 業種別にみた経営上のあい路上位3項目

(単位：%)

業種	順位		1位		2位		3位	
	業種	順位	内容	割合	内容	割合	内容	割合
業種計			販売不振・受注の減少	69.3	同業他社との競争激化	43.0	製品価格（販売価格）の下落	39.8
製造業計			販売不振・受注の減少	66.7	製品（販売）価格の下落	48.8	同業他社との競争激化	43.0
食料品			販売不振・受注の減少	72.2	同業他社との競争激化	61.1	製品（販売）価格の下落	44.4
繊維・同製品			販売不振・受注の減少	53.3	製品（販売）価格の下落	46.7	納期・単価等取引条件の厳しさ、製品開発力・販売力の不足	33.3
木材・木製品			販売不振・受注の減少	80.0	製品（販売）価格の下落	46.7	同業他社との競争激化、納期・単価等の取引条件の厳しさ	33.3
出版・印刷・同関連			販売不振・受注の減少	71.4	同業他社との競争激化	50.0	納期・単価等取引条件の厳しさ、製品（販売）価格の下落、製品開発力・販売力の不足	35.7
窯業・土石			同業他社との競争激化	80.0	製品（販売）価格の下落	70.0	同業他社との競争激化	30.0
化学工業			製品開発力・販売力の不足、原材料・仕入品の高騰			100.0	-	-
金属・同製品			販売不振・受注の減少	68.3	製品（販売）価格の下落	58.5	納期・単価等取引条件の厳しさ	41.5
機械器具			販売不振・受注の減少	57.1	納期・単価等取引条件の厳しさ	46.4	製品（販売）価格の下落	42.9
その他			販売不振・受注の減少	81.8	同業他社との競争激化、製品（販売）価格の下落		45.5	
非製造業計			販売不振・受注の減少	72.3	同業他社との競争激化	56.0	製品（販売）価格の下落	29.1
運輸業			販売不振・受注の減少	76.5	同業他社との競争激化	47.1	製品（販売）価格の下落	35.3
建設業			販売不振・受注の減少	79.5	同業他社との競争激化	66.7	製品（販売）価格の下落	30.8
卸売業			販売不振・受注の減少	83.3	同業他社との競争激化	56.7	製品（販売）価格の下落	40.0
小売業			販売不振・受注の減少	61.5	同業他社との競争激化、人材不足		38.5	
サービス業			同業他社との競争激化	62.1	販売不振・受注の減少	58.6	人件費の増大、人材不足	31.0
全国計			販売不振・受注の減少	67.2	同業他社との競争激化	47.1	製品（販売）価格の下落	37.8

3. 従業員（パートタイム労働者を除く）の労働時間

(1) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間の63.8%が8時間未満で8時間労働は全体の36.2%に過

ぎない。規模別でも実に5～6割の企業が8時間未満の労働時間となっている。

(表3.1)

業種別にみると、製造業では「化学工業」(回答も少ないこともあるが)、「木材・木製品」、「出版・印刷・同関連」産業が100.0%と8時間未満の労働時間となっている。非製造業では8時間未満の労働時間は「建設業」、「サービス業」が特に顕著となっている。

表3.1 1日の所定労働時間

(単位：%)

規模・業種	6時間以下	6時間未満超満	6時間半	6時間半未満超満	7時間	7時間半未満超満	7時間半	7時間半未満超満	8時間
産業計	0.6	0.3	0.3	0.6	5.2	4.5	22.1	30.2	36.2
1～9人	1.6	-	1.6	-	11.3	4.8	17.7	14.5	48.4
10～29人	-	0.9	-	-	2.7	4.4	26.5	34.5	31.0
30～99人	1.0	-	-	1.9	5.7	3.8	18.1	37.1	32.4
100～300人	-	-	-	-	-	6.9	27.6	20.7	44.8
製造業計	0.6	0.6	0.6	-	1.8	5.3	19.5	41.4	30.2
食料品	-	-	-	-	11.8	5.9	23.5	35.3	23.5
繊維・同製品	3.1	3.1	-	-	3.1	6.3	15.6	46.9	21.9
木材・木製品	-	-	-	-	-	13.3	33.3	53.3	-
出版・印刷・同関連	-	-	-	-	-	14.3	35.7	50.0	-
窯業・土石	-	-	8.3	-	-	-	8.3	50.0	33.3
化学工業	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
金属・同製品	-	-	-	-	-	4.9	19.5	39.0	36.6
機械器具	-	-	-	-	-	-	14.8	25.9	59.3
その他	-	-	-	-	-	-	10.0	40.0	50.0
非製造業計	0.7	-	-	1.4	9.3	3.6	25.0	16.4	43.6
運輸業	-	-	-	5.6	11.1	5.6	11.1	11.1	55.6
建設業	-	-	-	-	5.1	2.6	43.6	20.5	28.2
卸売業	-	-	-	-	6.9	-	13.8	20.7	58.6
小売業	3.8	-	-	-	11.5	-	26.9	3.8	53.8
サービス業	-	-	-	3.6	14.3	10.7	17.9	21.4	32.1
全国計	0.2	0.6	0.6	0.9	7.1	5.2	20.5	18.8	46.0

(2) 週所定労働時間

週所定労働時間が40時間以下の事業所は、「38時間以下」は8.5%、「38時間超40時間未満」が33.9%、「40時間」が35.2%とで77.6%の事業所が40時間乃至40時間未満となっている。(表3.2)

週40時間の達成状況について業種別にみると、製造業では「化学工業」が100%で、以下ほとんどの業種で8割強が週所定労働時間40時間乃至40時間未満となっている。非製造業では、「卸売業」、「小売業」が40時間未達成事業所が未だ多い。

表 3.2 週所定労働時間

(単位：%)

規模・業種 \ 時間	38時間以下	3840時間未満	40時間	4042時間未満	42時間	4244時間未満	44時間
産業計	8.5	33.9	35.2	9.8	3.3	5.2	4.2
1～9人	7.9	15.9	25.4	20.6	7.9	12.7	9.5
10～29人	6.3	33	38.4	11.6	1.8	4.5	4.5
30～99人	9.6	45.2	34.6	3.8	1.9	2.9	1.9
100～300人	14.3	35.7	46.4	-	3.6	-	-
製造業計	7.8	42.2	33.1	8.4	2.4	2.4	3.6
食料品	5.9	52.9	23.5	-	11.8	5.9	-
繊維・同製品	18.8	34.4	31.3	9.4	-	-	6.3
木材・木製品	6.7	40	33.3	6.7	-	6.7	6.7
出版・印刷・同関連	14.3	64.3	7.1	7.1	-	-	7.1
窯業・土石	-	50	33.3	8.3	8.3	-	-
化学工業	100	-	-	-	-	-	-
金属・同製品	2.6	42.1	36.8	10.5	2.6	-	5.3
機械器具	3.7	33.3	48.1	7.4	-	7.4	-
その他	-	40	40	20	-	-	-
非製造業計	9.2	24.1	37.6	11.3	4.3	8.5	5
運輸業	5.6	22.2	50	16.7	-	-	5.6
建設業	5.3	26.3	44.7	10.5	5.3	-	7.9
卸売業	10	26.7	26.7	10	10	13.3	3.3
小売業	7.4	25.9	22.2	14.8	3.7	22.2	3.7
サービス業	17.9	17.9	46.4	7.1	-	7.1	3.6
全国計	7.4	27.5	41	8.2	3	5.7	7.3

(3) 月平均残業時間

月平均残業時間については、次のとおりである。(表 3.3)

残業時間別に見てみると、「10時間未満」が41.2%と最も多く、次いで「0時間」が23.0%で、実に2割強の事業所が残業を行っていない。

規模別で見ると「1～9人」規模の54.0%の事業所が「0時間」の残業となっている。一方、大規模事業所ほど平均残業時間が増えている。

業種別では製造業・非製造業とも「10時間未満」が多くなっている。

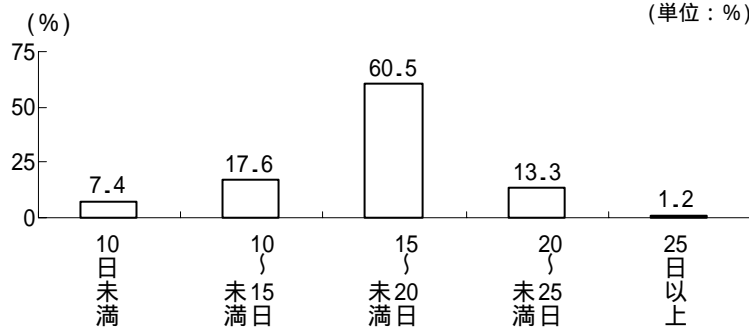
表 3.3 月平均残業時間 (1人当たり)

(単位：%)

規模・業種	0時間	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～50時間未満	50時間以上
計	23.0	41.2	19.3	10.5	6.1	-
1～9人	54.0	25.4	12.7	7.9	-	-
10～29人	25.0	46.3	15.6	8.9	-	-
30～99人	4.1	49.0	22.4	14.3	10.2	-
100～300人	11.1	29.6	37.0	11.1	11.1	-
製造業計	21.1	40.4	19.9	10.5	6.1	-
非製造業計	25.4	42.3	18.5	10.0	3.8	-
全国計	29.8	28.8	21.4	11.9	7.4	0.6

(4) 有給休暇付与日数（年間）

図3.1 有給休暇付与日数（年間）



有給休暇付与日数（年間）をみると、60.5%の事業所が「15～20日未満」の日数を付与している。次いで「10～15日未満」が17.6%、「20～25日未満」が13.3%となっている。（図3.1）

表3.4 規模別・業種別有給休暇付与日数（年間）

（単位：%）

規模・業種	10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20～25日未満	25日以上
1～9人	15.6	37.8	20.0	24.4	2.2
10～29人	5.9	18.8	61.2	12.9	1.2
30～99人	6.1	10.2	74.5	9.2	-
100～300人	3.6	7.1	75.0	10.7	3.6
製造業計	5.8	11.5	72.7	9.4	0.7
非製造業計	9.4	24.8	46.2	17.9	1.7
全国計	7.9	23.7	54.1	13.8	0.5

規模別・業種別有給休暇付与日数（年間）では、規模別では「15～20日未満」が圧倒的に多いが、1～9人規模になると、「10～15日未満」の37.8%、「20～25日未満」の方が24.4%と「15～20日未満」より多くなっている。規模が大きくなるにつれ「15～20日未満」が70%台と多くなっている。

業種別では製造業は72.7%が「15～20日未満」であるのに対し、非製造業では「15～20日未満」が46.2%に過ぎず、「10～15日未満」が24.8%であり、非製造業は製造業より付与日数が少ない結果となっている。（表3.4）

(5) 有給休暇取得日数（年間）

図3.2 有給休暇取得日数をみると、「5～10日未満」が40.1%、又、「1～5日未満」が28.1%となっている。7割近くが10日未満の有給休暇の取得である。又、0.4%が取得日数0日であった。

図 3.2 有給休暇取得日数

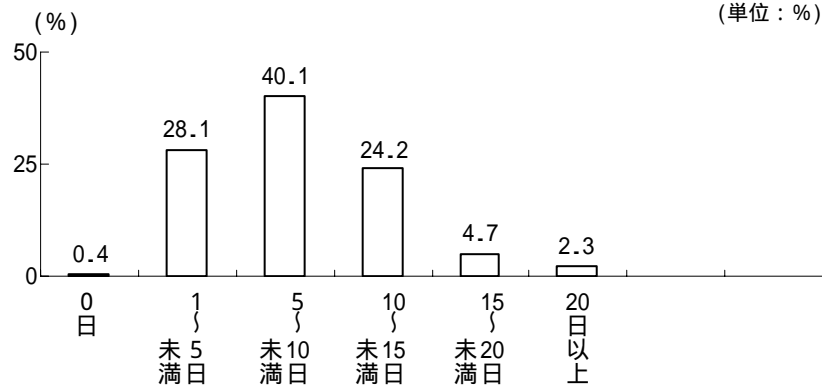


表 3.5 規模別・業種別有給休暇取得日数 (年間)

(単位：%)

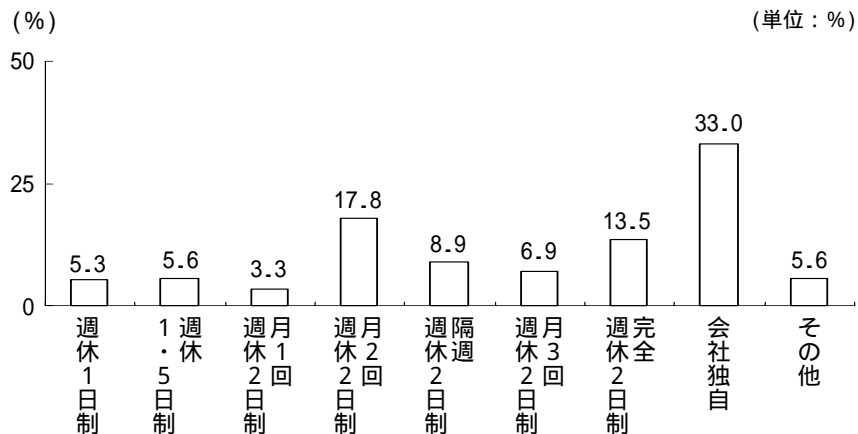
規模・業種	0日	1～5日未満	5～10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20日以上
1～9人	2.2	28.9	22.2	28.9	8.9	8.9
10～29人	-	25.9	44.7	24.7	3.5	1.2
30～99人	-	30.6	40.8	23.5	5.1	-
100～300人	-	25	53.6	17.9	-	3.6
製造業計	-	25.2	44.6	23	4.3	2.9
非製造業計	0.9	31.6	35	25.6	5.1	1.7
全国計	1.9	21.6	37.5	28.7	7.9	2.4

規模別・業種別有給休暇取得日数 (年間) では、規模別では規模に拘らず10日未満が多くなっている。業種別でも製造業・非製造業とも7割近くが10日未満である。(表 3.5)

4. 従業員 (パートタイム労働者を除く) の休日状況

(1) 従業員の連休形態

図 4.1 従業員の連休形態



* 会社独自とは「会社独自の休日カレンダー等による週休2日制」

従業員の連休形態は何らかの週休2日制を取っている事業所が83.5%と8割強の事業所が何らかの型の週休2日制を取っている。この内、「完全週休2日制」をとっている事業所は13.5%、月2回週休2日制を取っている事業所は17.8%であった。ついで「隔週週休2日制」は8.9%であった。

又、会社独自の週休2日制を取っている事業所が33.0%もあった。

表4.1 規模別・業種別従業員の連休形態

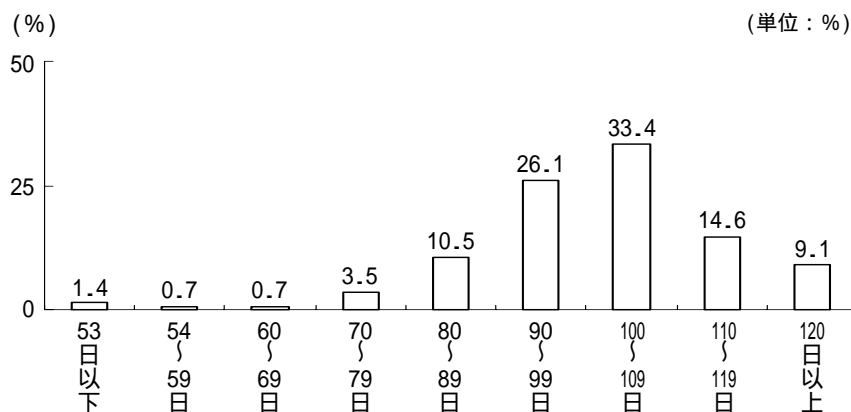
(単位：%)

規模・業種	週休1日制	週休1・5日制	週休2日制計	月1回	月2回	隔週	月3回	完全	会社独自	その他
				週休2日制	週休2日制					
産業計	5.3	5.6	83.5	3.3	17.8	8.9	6.9	13.5	33	5.6
1～9人	12.7	15.9	68.3	4.8	15.9	7.9	11.1	15.9	12.7	3.2
10～29人	3.5	2.7	89.4	2.7	23	12.4	5.3	9.7	36.3	4.4
30～99人	3	4	87.9	4	15.2	8.1	8.1	10.1	42.4	5.1
100～300人	3.6	0	78.6	0	10.7	0	0	35.7	32.1	17.9
製造業	3	3.7	87.2	1.8	16.5	7.3	7.3	11.6	42.7	6.1
非製造業	7.9	7.9	79.1	5	19.4	10.8	6.5	15.8	21.6	5
全国計	8.2	2.8	81	5.5	17.4	9.7	4.8	13.2	30.5	8

(2) 年間所定休日日数

図4.2 年間所定休日日数

(単位：%)



年間所定休日日数では「100～109日」が33.4%、「90～99日」が26.1%と59.5%の企業が90～109日までの年間所定休日日数であった。

表 4.2 規模別・業種別年間所定休日日数

(単位：%)

規模・業種	53日以下	54～59日	60～69日	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120日以上
業種計	1.4	0.7	0.7	3.5	10.5	26.1	33.4	14.6	9.1
1～9人	1.8	1.8	3.5	5.3	17.5	17.5	28.1	12.3	12.3
10～29人	2.9	-	-	1.9	10.7	36.9	29.1	12.6	5.8
30～99人	-	1.0	-	5.1	7.1	21.2	45.5	13.1	7.1
100～300人	-	-	-	-	7.1	21.4	17.9	32.1	21.4
製造業	0.6	0.6	-	0.6	7.9	27.4	39.6	17.7	5.5
非製造業	2.4	0.8	1.6	7.3	13.8	24.4	25.2	10.6	13.8
全国計	0.8	1.5	3.0	6.4	15.5	23.1	28.6	11.8	9.2

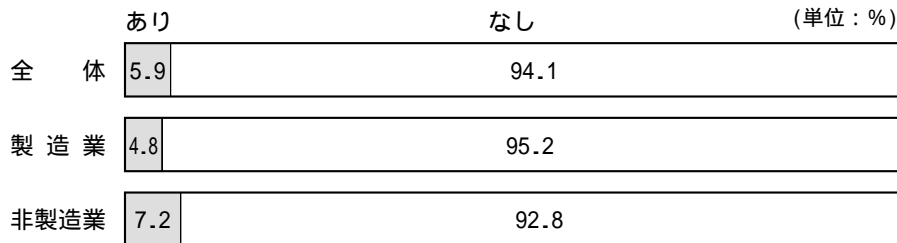
規模別・業種別年間所定休日日数では100～300人規模の事業所ほど休日日数が多くなっている。小規模企業になるにしたがって休日日数が少ない。業種別においても「100～109日」、「90～99日」の日数を与えている事業所が多い。

5. 年次有給休暇以外の特別休暇制度

(1) リフレッシュ休暇（一定の勤続を有する者の心身の休養等のための休暇制度）

リフレッシュ休暇を取っている企業は全体で5.9%とかなり少ない。94.1%の企業が「なし」としている。業種別でも製造業は4.8%、非製造業でも7.2%であった。(図5.1)

図 5.1 リフレッシュ休暇

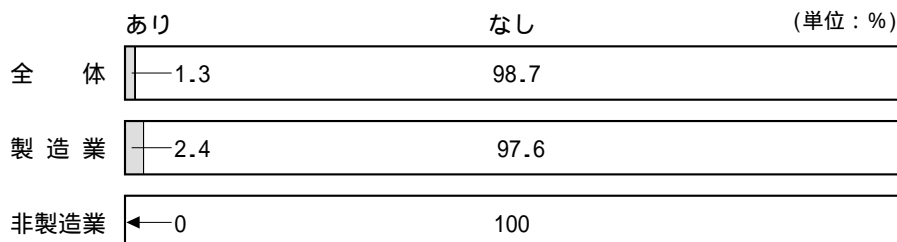


(2) ボランティア休暇（国の内外での社会、地域貢献活動を支援する無償の社会奉仕活動）

ボランティア休暇を取っている企業は全体で1.3%とかなり少ない。98.7%の企業が「なし」としている。非製造業では実に100%「なし」となっている。

(図5.2)

図 5.2 ボランティア休暇

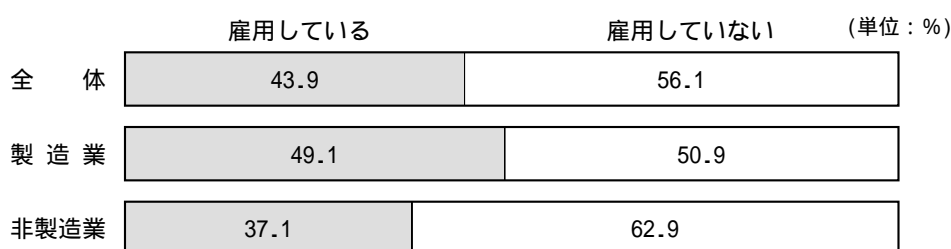


6. パートタイム労働者の雇用・労務管理

(1) パートタイム労働者の雇用

パートタイム労働者の雇用状況は全体では「雇用している」企業が43.9%であった。業種別では非製造業のパートタイム労働者の雇用が37.1%と製造業の49.1%より少なくなっている。(図6.1)

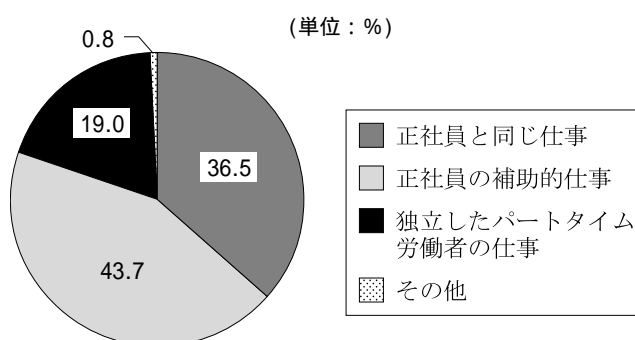
図6.1 パートタイム労働者の雇用



(2) パートタイム労働者が主として行っている仕事

パートタイム労働者が主として行っている仕事は「正社員の補助的工作」が43.7%であり、次いで「正社員と同じ仕事」が36.5%となっている。又、19.0%の事業所が「独立した仕事」を行っているとされている。(図6.2)

図6.2 パートタイム労働者の雇用

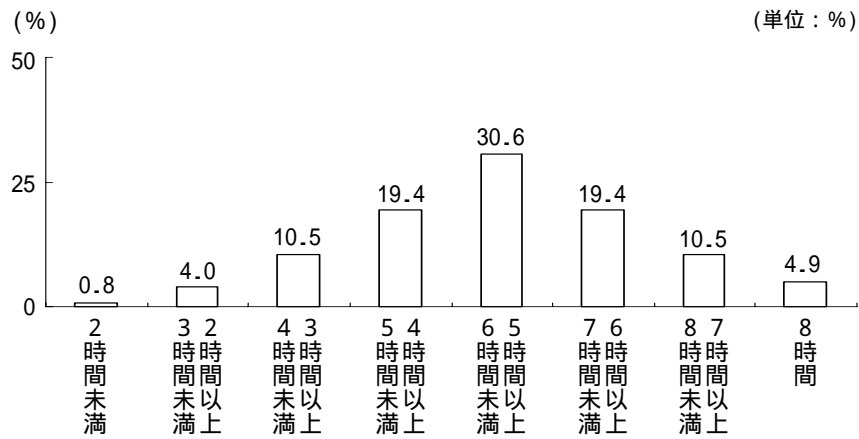


(3) パートタイム労働者の1日の最多所定労働時間

パートタイム労働者の1日の最多所定労働時間は「5時間以上6時間未満」が30.6%であった。

次いで、「4時間以上5時間未満」が19.4%、「6時間以上7時間未満」も19.4%となっている。パートタイム労働者は「4時間から7時間未満労働」が圧倒的に多い。(図6.3)

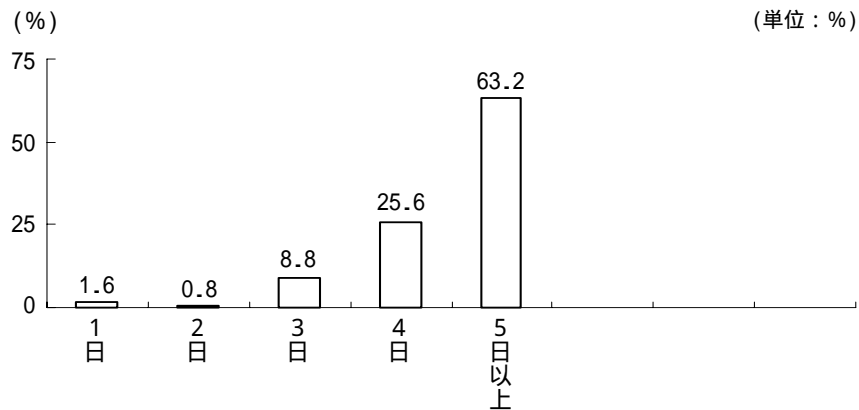
図6.3 パートタイム労働者の所定労働時間



(4) パートタイム労働者の1週間の勤務日数

パートタイム労働者の1週間の勤務日数は63.2%の事業所が「5日以上」の勤務日数であった。「4日以上」が25.6%で9割近くが4日以上の勤務日数となっている。(図6.4)

図6.4 パートタイム労働者の1週間の勤務日数



(5) パートタイム労働者に定期昇給・賞与・退職金の支給

定期昇給

パートタイム労働者の定期昇給を行っている事業所は全体で41.6%であった。業種別では製造業が39.2%、非製造業が45.7%で製造業の方が行っている事業所の割合が少なくなっている。(図6.5)

図 6.5 定期昇給

	行っている	行っていない	(単位：%)
全 体	41.6	58.4	
製 造 業	39.2	60.8	
非製造業	45.7	54.3	

賞与

パートタイム労働者の賞与を支給している事業所は全体で62.4%であった。業種別では製造業が64.6%、非製造業は58.7%で製造業の方が支給している事業所の割合が多くなっている。(図 6.6)

図 6.6 賞与

	支給している	支給していない	(単位：%)
全 体	62.4	37.6	
製 造 業	64.6	35.4	
非製造業	58.7	41.3	

退職金

パートタイム労働者の退職金を支給している事業所は全体で10.9%とかなり低かった。業種別でも製造業は12.2%・非製造業は8.9%でともに支給している事業所は少ないが、若干製造業の方が非製造業より支給している事業所が多い。(図 6.7)

図 6.7 退職金

	支給している	支給していない	(単位：%)
全 体	10.9	89.1	
製 造 業	12.2	87.8	
非製造業	8.9	91.1	

7. 雇用関係

- (1) 正規従業員（新規学卒者を除く）・パートタイム労働者の採用及び退職

正規従業員

正規従業員（新規学卒者を除く）の採用及び退職状況は全産業では「採用・退職の両方」が37.1%で次いで「いない」も37.1%であった。

「採用のみ」が7.9%、「退職のみ」が17.9%であった。(図7.1)
業種別でも製造業・非製造業ともほぼ同程度の結果となっている。

(図7.2、図7.3)

図7.1 正規従業員の雇用状況 (全産業)

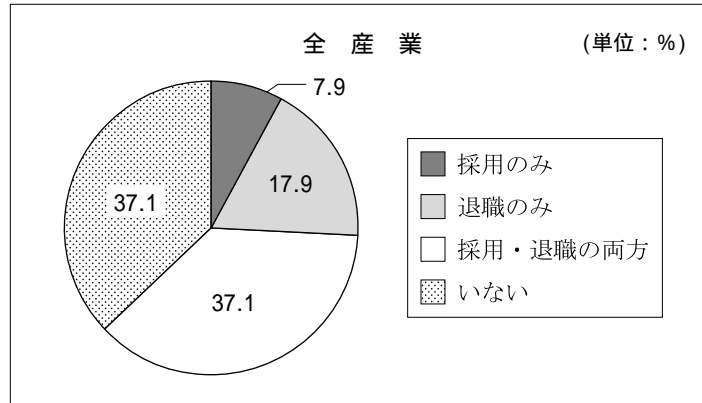


図7.2 正規従業員の雇用状況 (製造業)

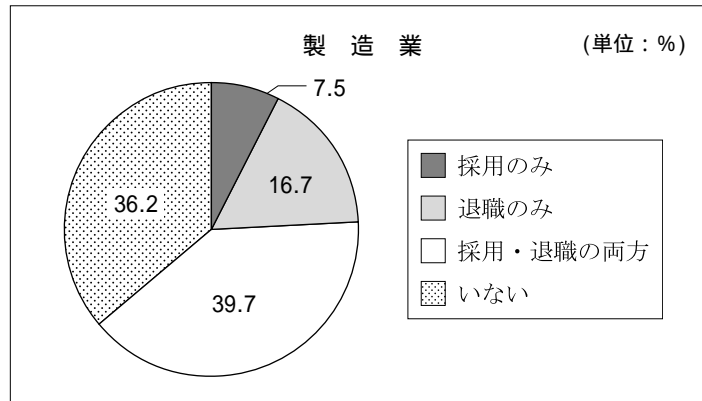
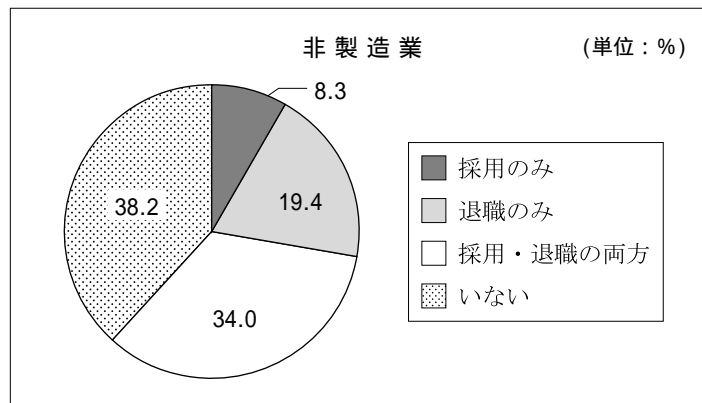


図7.3 正規従業員の雇用状況 (非製造業)



パートタイム労働者

パートタイム労働者の採用及び退職状況は全産業では「いない」が81.4%

であった。次いで「採用のみ」が7.9%「採用・退職の両方」が7.2%、「退職のみ」が3.5%であった。パートタイム労働者の採用及び退職の動きが少ないことによりパートタイム労働者にとっても厳しい雇用状況となっている。

(図7.4)

業種別でも製造業・非製造業とも同程度の傾向となっている。

(図7.5, 図7.6)

図7.4 パートタイム労働者の雇用状況 (全産業)

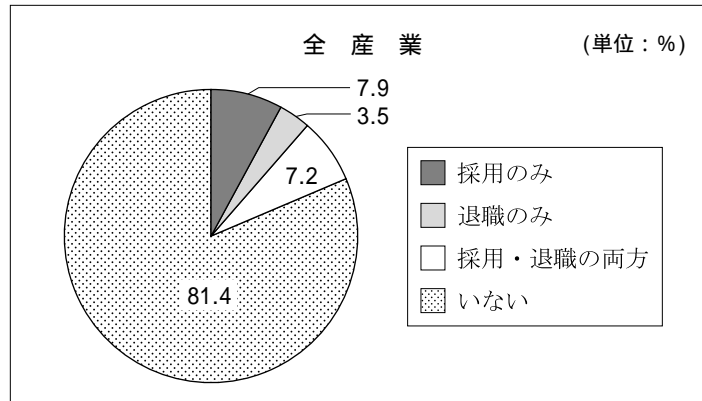


図7.5 パートタイム労働者の雇用状況 (製造業)

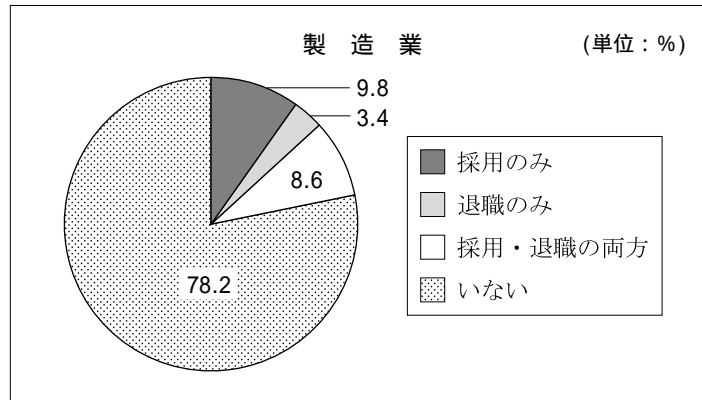
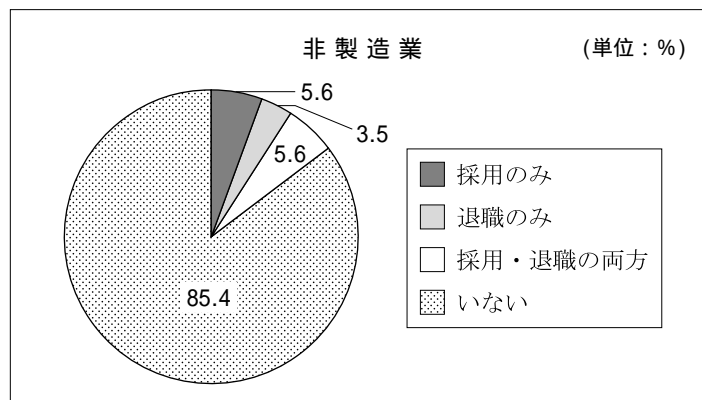


図7.6 パートタイム労働者の雇用状況 (非製造業)



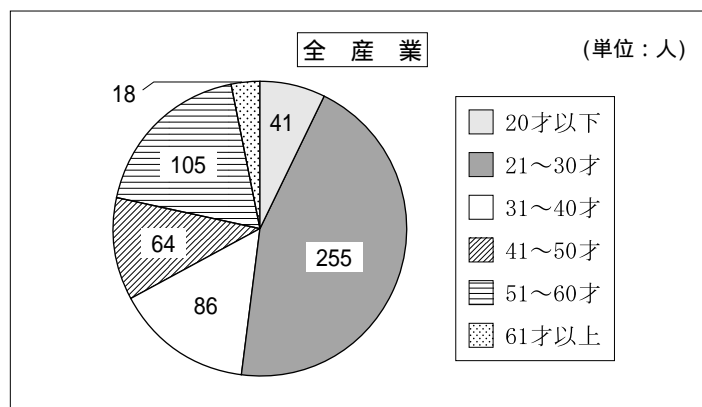
(2) 正規従業員並びにパートタイム労働者の採用・退職が「いる」場合の、その延べ人数

正規従業員の採用者が「いる」場合の、その延べ人数

正規従業員の採用状況を全産業で見ると569人の採用者数であった。年齢別で見ると、「20才以下」が41人、「21～30才以下」が255人、「31～40才」が86人で、30才以下の世代が296人で52.0%を占めている。

又、51才以上の高齢者については「51～60才」が105人、「61才以上」が18人で51才以上は123人で全体の21.6%であった。(図7.7)

図7.7 正規従業員の採用状況 (全産業)



正規従業員の退職者が「いる」場合の、その延べ人数

正規従業員の退職状況を見ると全産業で660名の退職者数であった。年齢別で見ると、「20才以下」が23人、「21～30才」が220人、「31～40才」が98人で、30才以下の世代が243人で36.8%を占めている。

又、50才以上の高齢者については「51～60才」が169人、「61才以上」が73名で51才以上は242人で全体の36.6%であった。(図7.8)

図7.8 正規従業員の退職状況 (全産業)

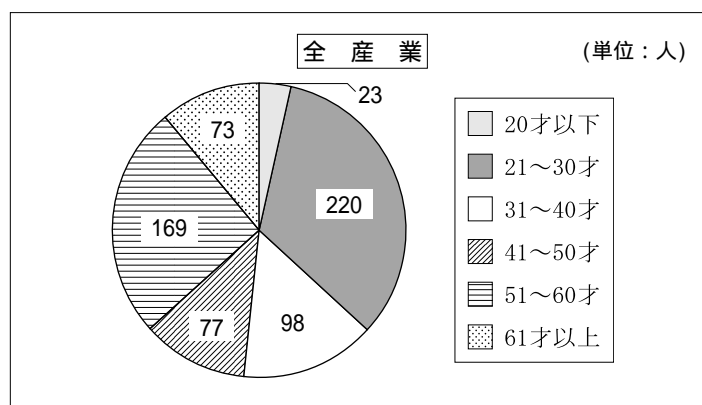
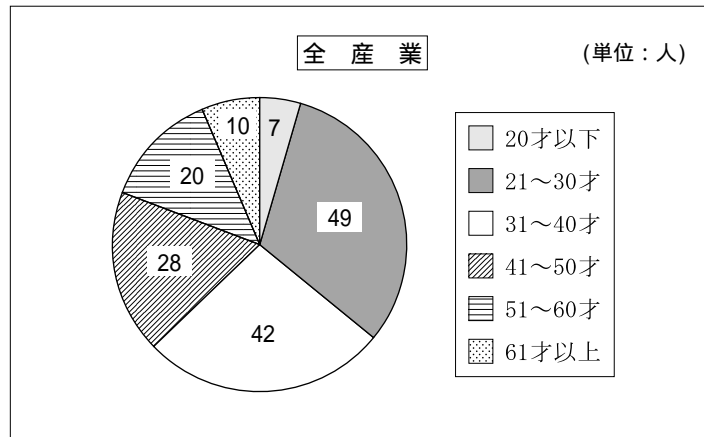


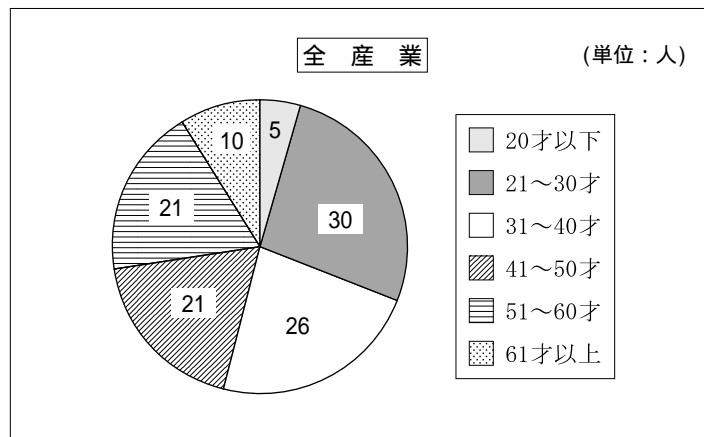
図7.9 パートタイム労働者の採用状況



パートタイム労働者の採用状況を見ると全産業で156名の採用者数であった。この内、「20才以下」が7人で、「21~30才」が49人で30才以下の世代が56人で35.8%を占めていた。

又、「31~40才」も42人、「41~50才」28人でこの年代層のパートタイム労働者も相当いることが分かる。(図7.9)

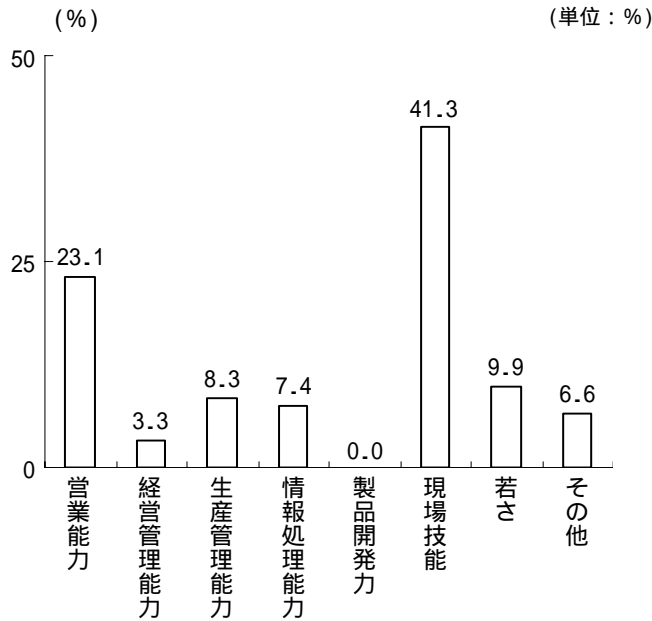
図7.10 パートタイム労働者の退職者状況



パートタイム労働者の退職者状況を見ると全産業で113人の退職者数であった。この内、「20才以下」が5人で、「21~30才」が30人、「31~40才」が26人、「41~50才」が21人と採用者と比例して退職者も同年代層に応じてそれぞれ退職者数が出ている。(図7.10)

正規従業員の中途採用者に求めるもの

図7.11 正規従業員の中途採用者に求めるもの



正規従業員の中途採用者に求めるものには「現場技能」が41.3%であり、又、「営業能力」を求めるものが23.1%であった。次いで「生産管理」を求める事業所が8.3%、「情報処理能力」を求める事業所が7.4%であった。又、特に「製品開発力」を求める事業所は0%であった。(図7.11)

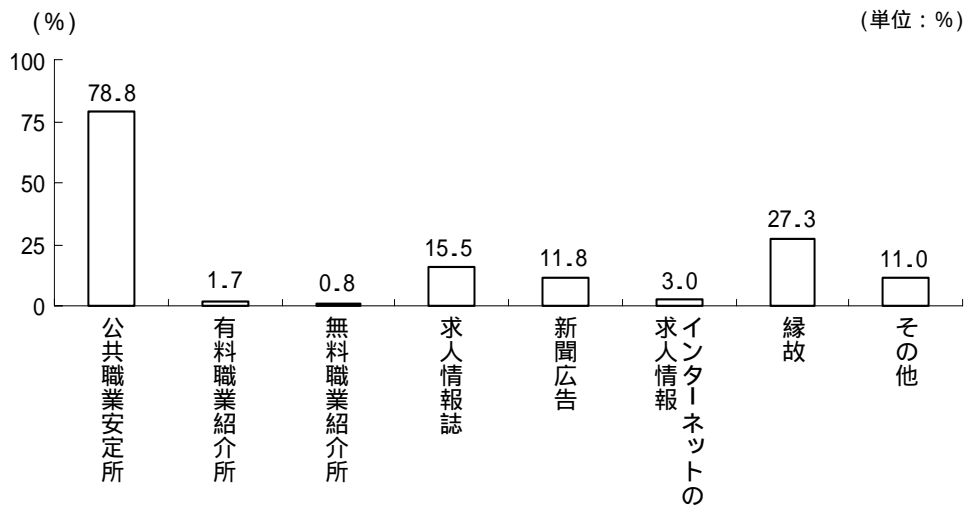
正規従業員の中途採用者の募集方法

正規従業員の中途採用者の募集方法をみたところ、78.8%の事業所が「公共職業安定所」を通じて中途採用者を募集している。(図7.12)

次いで、「縁故」募集が27.3%であり中途採用者の募集は公共職業安定所と縁故採用で占めていることが伺える。

又、最近増えている「求人情報誌」による募集が15.5%と続いている。

図7.12 正規従業員の中途採用者の募集方法 (複数回答)



8. 新規学卒者採用状況

(1) 初任給

高校卒業者の初任給は、技術系155,599円、事務系147,714円であり、全国平均と比較すると、技術系では1,165円、事務系では1,413円で技術系ではプラス事務系ではマイナスであった。(表8.1)

専門学校卒業者の初任給は、技術系166,647円、事務系144,767円であり、全国平均と比較すると、技術系では991円、事務系では17,647円で事務系は全国平均より大幅なマイナスであった。

短大(高専を含む)の初任給は、技術系163,907円、事務系157,353円であり、全国平均と比較すると、技術系では4,601円、事務系では4,571円と共にマイナスになっている。

大学卒業者の初任給は、技術系192,625円、事務系187,992円であり、全国平均と比較すると、技術系は3,030円、事務系でも3,157円と共に全国平均を上回っている。

表8.1 新規学卒者の初任給

(単位：円)

規模・業種	項目		高校卒		専門学校卒		短大卒(含高専)		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
産 業 計	155,599	147,714	166,647	144,767	163,907	157,353	192,625	187,992		
1 ~ 9人	150,000	-	-	-	-	-	-	-		
10 ~ 29人	152,800	145,000	170,000	-	-	163,000	193,000	169,500		
30 ~ 99人	154,519	148,800	167,500	144,767	160,800	154,094	187,533	192,544		
100 ~ 300人	159,049	145,000	165,803	-	167,790	159,020	194,497	184,781		
製造業計	154,046	147,333	164,053	155,000	163,286	155,612	194,890	181,700		
食料品	146,950	145,000	-	-	180,000	151,500	180,566	-		
繊維・同製品	147,013	152,000	-	-	-	153,700	182,500	183,500		
木材・木製品	155,000	145,000	-	-	-	-	-	-		
出版・印刷・同関連	148,100	-	160,773	-	155,000	-	-	183,850		
窯業・土石	165,500	145,000	-	-	-	-	-	-		
化学工業	-	-	-	-	-	-	-	-		
金属・同製品	156,393	-	163,500	-	166,000	160,000	192,200	169,500		
機械器具	157,445	145,000	175,000	155,000	158,667	161,360	203,649	-		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-		
非製造業計	159,750	150,000	171,833	139,650	166,080	159,094	188,095	192,397		
運輸業	-	150,000	-	124,300	-	-	-	-		
建設業	162,000	-	170,250	-	180,000	162,000	187,000	198,675		
卸売業	150,000	-	-	-	-	152,490	-	194,000		
小売業	-	-	-	155,000	152,160	-	-	181,135		
サービス業	165,000	-	175,000	-	-	176,000	188,917	185,000		
全 国 計	154,434	149,127	165,656	162,414	168,508	161,924	189,959	184,835		

(注) 1. 金額は1事業所当たりの単純平均 2. 通勤手当を除く

(2) 採用充足状況

高校卒業者の採用充足率は、技術系で90.1%、事務系では92.9%であり、その平均採用人数は技術系2.46人、事務系は1.86人となっている。(表8.2)

専門学校卒業者の採用充足率は、技術系100.0%、事務系も100.0%であり、その平均採用人数は技術系1.22人、事務系1.67人となっている。

短大(高専を含む)卒業者の採用充足率は、技術系89.5%、事務系95.4%であり、その平均採用人数は技術系1.56人、事務系1.10人となっている。

大学卒業者の採用充足率は、技術系86.5%、事務系100.0%であり、その平均採用人数は技術系2.78人、事務系2.22人となっている。

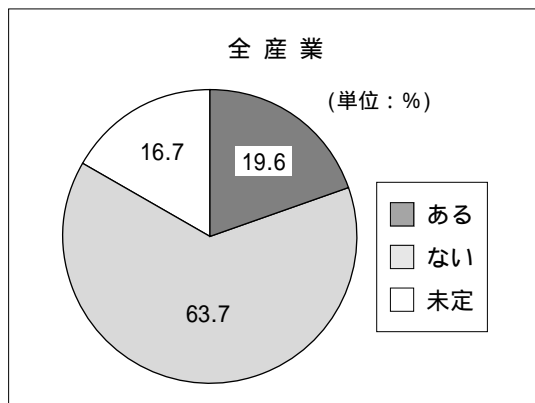
表8.2 新規学卒者の採用充足率

(単位：% () 内は人)

規模・業種	高校卒		専門学校卒		短大卒(含高専)		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
産業計 (平均採用人数)	90.1 (2.46)	92.9 (1.86)	100 (1.22)	100 (1.67)	89.5 (1.56)	95.4 (1.10)	86.5 (2.78)	100 (2.22)
1～9人	100	-	-	-	100	100	-	-
10～29人	100	100	100	-	-	100	100	100
30～99人	85.2	100	100	100	100	100	81.3	100
100～300人	95.0	66.7	100	-	100	100	87.3	100
製造業計	92.4	92.3	100	100	100	100	89.3	100
食料品	100	100	-	-	100	100	100	166.7
繊維・同製品	75.0	80.0	-	-	-	-	100	100
木材・木製品	100	100	-	-	-	-	-	-
出版・印刷・同関連	100	-	100	-	100	-	-	83.3
窯業・土石	100	100	-	-	-	-	-	-
化学工業	-	-	-	-	-	-	-	-
金属・同製品	96.3	-	100	-	100	100	85.7	100
機械器具	85.0	100	100	100	100	100	86.7	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
非製造業計	81.8	100	100	100	100	100	84.8	100
運輸業	-	100	-	100	-	-	-	-
建設業	78.9	-	100	-	100	100	100	100
卸売業	100	-	-	-	-	100	-	100
小売業	-	-	-	100	100	-	-	100
サービス業	100	-	-	-	-	100	83.3	100
全国計	92.8	95.0	94.7	97.8	89.5	95.4	91.6	94.7

(3) 平成14年度の採用計画

図 8.1 平成14年度の採用計画



平成14年度の新規学卒者採用計画については、「ある」とする事業所は19.6%であった。(図 8.1)

又、「ない」とする事業所が63.7%、「未定」の事業所は16.7%であった。「ない」・「未定」を併せると実に80.4%の事業所が採用計画が「未定」乃至「ない」としている。「ある」とする事業所をみると大学卒では37事業所(平均採用

者数3.08人)、高校卒業者を予定しているところが35事業所(平均採用人数2.37人)で、次いで短大卒が16事業所(平均採用人数1.69人)となっている。

(表 8.3)

表 8.3 平成14年度の採用計画及び平均採用者数

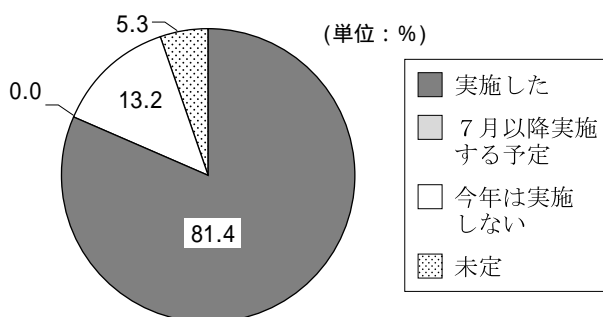
(単位: 事業所、人)

	ある (19.6%)				採用者数 (平均)			
	高校卒	専門学校卒	短大卒 (高専)	大学卒	高校卒	専門学校卒	短大卒 (高専)	大学卒
石川県計	35	9	16	37	2.37	1.56	1.69	3.08
全国計	1917	700	503	1411	2.53	1.63	1.64	2.35

9. 賃金改定状況

(1) 賃金改定の実施状況

図 9.1 賃金改定の実施状況



本年1月1日から7月1日までに賃金改定を「実施した」事業所は81.6%、「7月以降実施する予定」0%、「今年は実施しない」は13.2%となっている。又、「未定」は5.3%となっている。

(図 9.1)

規模別にみると、規模が小さい「1~9人」規模の事業所では、

「実施した」事業所は0%と少なく、又、「100~300人」の規模では「実施した」は85.7%、又、「30~99人」規模では86.4%となっている。(表 9.1)

表 9.1 規模別賃金改定実施状況

(単位：%)

	実施した	7月以降実施する予定	今年は実施しない	未定
産業計	81.6	-	13.2	5.3
1～9人	-	-	-	100
10～29人	75	-	25	-
30～99人	86.4	-	9.1	4.5
100～300人	85.7	-	14.3	-

(2) 平均昇給

平均昇給額（マイナスの昇給額を含む）は、4,566円であるが、前年調査比では9円増となっているが、昇給率では1.71%で前年調査比では逆に0.06%減となり、依然として中小企業には厳しい状況となっている。（図9.2）

業種別にみると、平均昇給額は「製造業」4,287円、「非製造業」4,972円であり、非製造業の方が昇給額は高く、特に「建設業」5,457円、「サービス業」5,813円が高い。製造業では「窯業・土石業」が6,193円で他の業種より一段と高くなっている。（表9.2）

平均昇給率を業種別にみると、「製造業」1.66%、「非製造業」1.77%と昇給額と同様「非製造業」の方が昇給率でも高くなっている。特に製造業では「窯業・土石業」が2.27%と高く、非製造業では「サービス業」の2.04%が高かった。

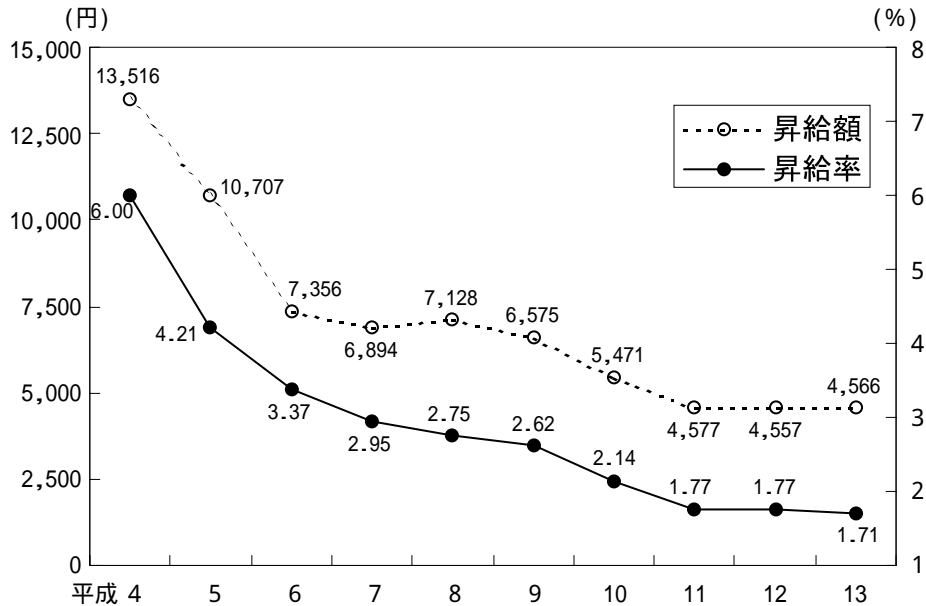
表 9.2 業種別平均昇給額と昇給率

(単位：円、%)

	賃金	昇給額	昇給率
計	262,483	4,566	1.71
製造業計	262,483	4,287	1.66
食料品	264,850	4,345	1.61
繊維・同製品	225,358	2,228	0.98
木材・木製品	264,269	31,326	1.17
出版・印刷・同関連	263,145	4,806	1.79
窯業・土石	266,967	6,193	2.27
化学工業	-	-	-
金属・同製品	246,977	4,266	1.7
機械器具	259,692	5,277	1.99
その他	285,934	4,696	1.62
非製造業計	275,319	4,972	1.77
運輸業	248,124	3,634	1.44
建設業	302,641	5,457	1.77
卸売業	272,181	4,982	1.8
小売業	248,755	3,711	1.47
サービス業	278,498	5,813	2.04

図9.2 過去10年における昇給額及び昇給率の推移

(単位：円、%)



10. 正規従業員の賞与

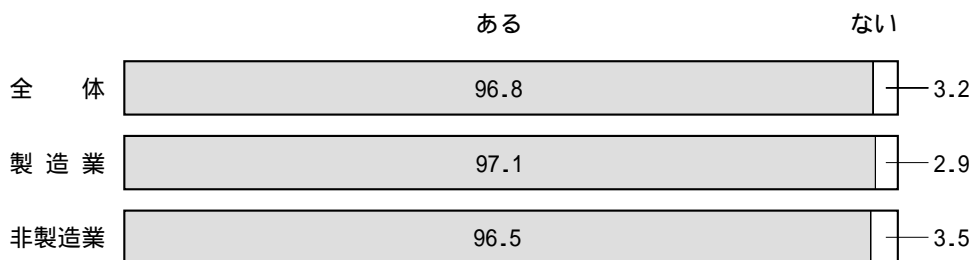
(1) 賞与の支給制度の有無

賞与の支給制度の有無状況を見ると、全体で96.8%の事業所で支給制度があるとしている。(図10.1)

製造業・非製造業とも96%以上の事業所で賞与を支給している。しかしながら支給していない事業所は3%台もある。

図10.1 賞与の支給制度の有無

(単位：%)

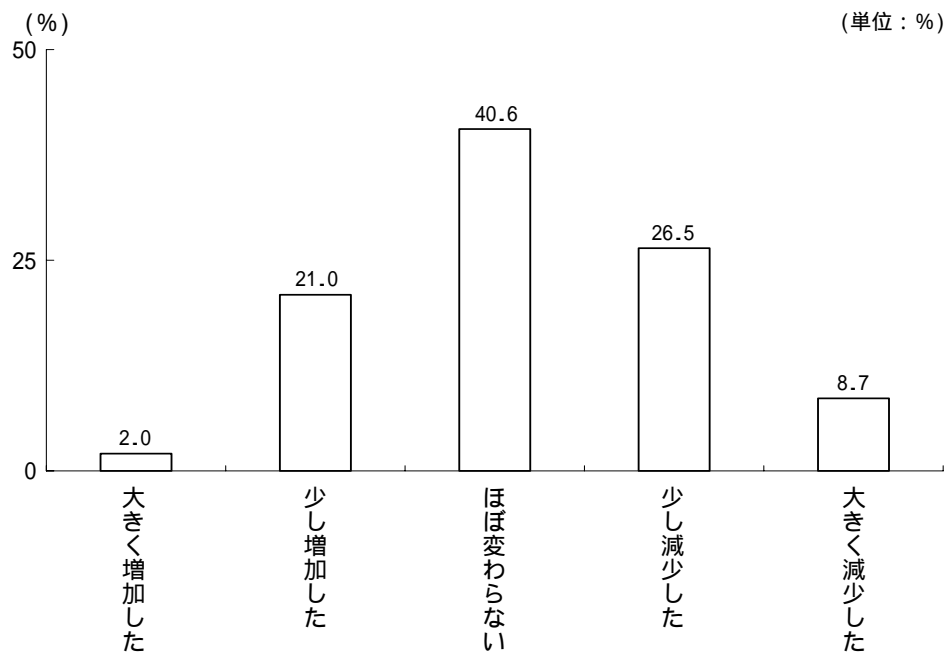


(2) 平成12年度賞与の平均支給額と平成11年度との比較

平成12年度賞与の平均支給額と平成11年度との比較を見ると「ほぼ変わらない」が40.6%であった。又、「少し減少した」事業所は26.5%、「少し増加した」事業所は21.0%であった。

又、「大きく減少した」事業所も8.7%あった。(図10.2)

図10.2 平成12年度賞与の平均支給と平成11年度との比較



賃金関係参考資料

- 厚生労働省 平成12年賃金構造基本統計調査より -

厚生労働省では、主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等を明らかにすることを目的として毎年調査を実施しています。

以下、調査の主要統計について紹介いたします。

第1表 年齢階級別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）

区 分	企 業 規 模 計					100 ～ 999人					10 ～ 99人				
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
	歳	年	時	千円	千円	歳	年	時	千円	千円	歳	年	時	千円	千円
産業計															
全労働者	39.8	12.0	167	302.2	1017.7	39.1	11.4	167	292.4	987.9	41.2	9.9	173	267.7	604.2
～17歳	16.9	1.1	173	151.1	59.0	16.7	1.1	173	164.0	58.8	17.0	1.1	173	148.0	58.1
18～19	19.1	1.0	171	164.5	144.6	19.1	1.0	170	164.5	149.4	19.1	1.0	175	161.9	78.9
20～24	23.0	2.5	169	194.4	444.3	23.0	2.6	168	194.4	463.4	22.9	2.5	174	189.2	330.8
25～29	27.4	5.3	167	231.9	727.6	27.4	5.3	167	228.9	748.1	27.4	4.6	173	225.7	500.1
30～34	32.4	8.4	166	281.7	953.5	32.3	8.4	166	272.9	932.8	32.3	6.8	173	263.1	579.7
35～39	37.4	11.5	167	326.0	1179.6	37.4	11.4	167	318.7	1141.7	37.4	9.0	173	288.1	704.2
40～44	42.5	14.3	167	352.2	1285.0	42.5	14.0	167	341.7	1225.9	42.5	11.0	173	301.3	745.3
45～49	47.6	17.5	167	365.2	1332.1	47.6	17.1	167	352.9	1267.5	47.6	12.9	173	301.6	729.9
50～54	52.3	20.0	167	377.1	1368.6	52.3	19.6	167	364.8	1308.7	52.3	15.0	173	305.4	714.5
55～59	57.5	20.7	167	352.5	1207.2	57.5	20.2	167	348.8	1222.9	57.5	16.2	172	298.5	679.5
60～64	62.2	13.9	169	265.4	674.4	62.3	12.3	167	261.4	790.7	62.3	14.8	171	258.8	531.9
65歳～	68.6	14.1	167	247.2	541.2	68.4	10.8	166	267.9	678.5	68.7	15.5	169	234.8	430.5
男性労働者															
学歴計															
～17歳	40.8	13.3	168	336.8	1162.4	40.0	12.7	168	325.0	1122.6	41.9	10.7	174	298.4	662.6
18～19	17.0	1.1	170	153.5	55.5	16.7	0.6	160	176.9	17.2	17.0	1.1	172	149.8	61.6
20～24	19.1	1.0	171	170.0	147.2	19.1	1.0	171	170.2	151.7	19.1	1.0	175	168.6	79.0
25～29	23.0	2.7	170	202.9	438.5	23.1	2.6	170	200.7	455.1	22.9	2.7	174	200.4	320.1
30～34	27.5	5.2	168	244.0	746.0	27.5	5.3	168	239.2	769.9	27.5	4.6	174	240.4	500.9
35～39	32.4	8.4	167	297.4	1009.1	32.4	8.6	167	286.4	984.0	32.4	6.9	174	280.1	599.0
40～44	37.4	12.0	167	348.8	1278.3	37.4	11.9	168	339.3	1230.5	37.4	9.5	175	311.8	752.7
45～49	42.5	15.3	168	385.6	1432.1	42.5	15.1	168	371.5	1355.0	42.5	11.9	175	335.4	816.8
50～54	47.6	19.2	168	410.7	1533.5	47.5	19.0	168	397.9	1457.3	47.6	14.0	175	344.4	823.1
55～59	52.3	22.1	168	428.1	1597.3	52.3	21.8	168	416.1	1518.3	52.3	16.1	175	350.0	803.5
60～64	57.5	22.5	167	396.8	1395.6	57.5	22.2	167	395.8	1418.1	57.5	17.0	173	338.0	760.7
65歳～	62.2	13.7	169	290.7	751.0	62.3	12.3	167	288.1	899.6	62.3	14.6	171	284.3	591.0
	68.6	13.3	168	263.9	580.2	68.6	10.5	166	290.9	764.7	68.6	14.7	169	247.6	445.8
高卒															
～17歳	40.9	13.7	169	312.7	1001.7	40.5	13.5	169	300.5	984.5	41.0	10.2	175	287.5	608.3
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	19.1	0.9	171	169.9	149.7	19.1	1.0	171	170.3	153.1	19.1	0.8	176	168.2	74.8
25～29	22.8	3.3	170	197.9	490.2	22.8	3.5	169	193.5	527.8	22.8	2.9	175	198.9	344.4
30～34	27.6	6.3	169	236.7	667.4	27.6	6.7	169	228.8	699.2	27.5	4.9	175	239.0	471.8
35～39	32.4	9.0	170	274.3	798.2	32.4	9.4	169	266.0	848.5	32.4	7.1	176	271.5	547.9
40～44	37.4	12.4	169	310.8	1004.0	37.4	12.6	169	303.8	1006.0	37.4	9.4	176	295.8	664.1
45～49	42.5	15.4	169	339.2	1130.4	42.5	15.2	168	325.1	1097.5	42.4	11.7	175	313.3	699.5
50～54	47.6	19.5	168	375.1	1337.1	47.7	19.3	169	358.9	1257.1	47.6	13.5	175	328.2	747.5
55～59	52.3	21.9	168	395.8	1403.1	52.3	21.6	169	380.3	1313.9	52.3	15.5	175	339.7	745.2
60～64	57.4	22.0	167	382.6	1319.7	57.5	21.7	167	376.5	1329.5	57.5	16.3	174	336.2	750.0
65歳～	62.2	12.7	170	275.2	661.4	62.2	11.6	167	266.4	754.4	62.2	13.4	172	279.6	571.9
	68.3	12.6	169	231.8	455.1	68.2	10.8	168	221.5	468.4	68.5	13.6	170	237.9	441.0

区 分	企 業 規 模 計					100 ~ 999人					10 ~ 99人				
	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労働 時間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労働 時間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労働 時間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額
大卒	38.7	12.1	165	398.1	1604.2	38.3	11.5	167	376.0	1418.2	40.3	9.9	171	356.5	1000.8
～17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	23.8	1.3	168	216.8	348.2	23.8	1.3	170	215.4	328.1	23.7	1.1	174	210.2	202.6
25～29	27.5	3.8	166	254.7	873.6	27.5	3.9	168	250.5	843.8	27.5	3.3	171	243.5	578.8
30～34	32.4	7.9	163	328.7	1316.0	32.3	7.6	165	312.7	1171.8	32.4	5.8	169	302.8	786.0
35～39	37.5	11.8	165	403.2	1689.7	37.4	11.3	166	383.2	1509.9	37.5	9.4	172	360.8	1049.1
40～44	42.4	15.5	166	460.7	1951.7	42.4	15.2	167	433.3	1699.3	42.5	12.3	173	397.9	1176.3
45～49	47.4	19.1	166	514.2	2182.1	47.4	18.8	167	482.5	1917.3	47.3	14.9	173	428.4	1296.9
50～54	52.2	23.4	165	576.6	2542.5	52.2	22.8	166	546.3	2256.4	52.1	16.9	172	463.3	1419.7
55～59	57.3	23.6	165	564.1	2407.9	57.4	23.3	165	552.7	2227.0	57.4	17.3	171	471.8	1454.3
60～64	62.3	12.8	165	438.7	1679.7	62.4	13.8	165	461.1	1956.9	62.4	11.3	167	387.6	1160.5
65歳～	68.8	12.4	164	454.1	1535.6	68.8	10.7	162	537.1	1880.8	69.2	13.7	169	357.3	948.4
女性労働者															
学歴計	37.6	8.8	166	220.6	677.0	37.0	8.4	166	222.3	698.5	39.8	8.3	171	202.1	479.4
～17歳	16.8	1.3	179	144.5	69.0	16.7	1.5	184	152.9	94.6	16.8	1.1	176	139.2	41.4
18～19	19.1	1.0	171	157.5	141.4	19.1	1.0	169	159.0	147.2	19.1	0.9	176	151.5	78.8
20～24	22.9	2.4	167	185.8	450.4	22.9	2.5	167	188.1	471.8	22.8	2.3	173	177.3	342.1
25～29	27.3	5.3	165	210.4	695.2	27.3	5.3	165	211.9	712.1	27.2	4.5	171	197.5	498.6
30～34	32.3	8.1	164	236.3	793.5	32.3	8.1	164	236.6	795.1	32.3	6.5	169	215.1	525.3
35～39	37.4	9.8	164	245.9	831.8	37.4	9.6	164	250.0	845.0	37.5	7.5	169	218.1	560.8
40～44	42.5	11.0	165	244.8	813.3	42.6	10.8	166	250.9	832.9	42.6	8.9	170	213.6	561.5
45～49	47.6	12.7	166	238.9	773.4	47.6	12.4	166	241.4	797.3	47.7	10.6	170	209.4	529.2
50～54	52.3	14.1	167	236.6	738.4	52.3	14.1	167	239.5	795.7	52.3	12.6	171	213.1	530.3
55～59	57.4	15.6	167	227.4	675.0	57.5	15.2	167	228.9	725.1	57.4	14.4	170	207.1	491.9
60～64	62.2	14.4	167	198.2	470.7	62.2	12.4	167	199.5	538.1	62.2	15.3	170	188.3	368.6
65歳～	68.7	16.3	166	197.3	425.1	67.8	11.7	165	202.7	434.0	69.0	18.0	169	193.8	381.8
高卒	39.6	9.7	167	207.4	597.1	38.7	9.3	167	204.4	608.4	41.3	8.8	171	193.7	427.3
～17歳	17.5	0.5	173	135.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	19.1	0.9	171	157.9	142.2	19.1	1.0	170	159.4	148.3	19.1	0.9	176	151.8	78.0
20～24	22.6	3.2	169	174.2	441.7	22.6	3.4	168	175.6	483.6	22.7	2.9	173	170.0	319.9
25～29	27.4	6.2	166	194.6	582.3	27.4	6.5	166	194.8	617.3	27.4	4.9	172	185.4	397.2
30～34	32.3	8.3	165	209.3	610.8	32.3	8.5	167	210.8	646.3	32.3	6.5	170	196.3	420.8
35～39	37.5	9.8	165	215.8	665.8	37.4	9.9	166	214.3	674.6	37.5	7.2	171	195.9	438.3
40～44	42.6	10.6	166	216.1	669.4	42.6	10.4	167	212.2	657.9	42.6	8.4	170	194.7	464.3
45～49	47.7	12.6	166	222.2	688.4	47.7	12.3	167	216.9	677.1	47.7	10.2	171	197.8	472.3
50～54	52.2	13.9	167	227.8	680.4	52.3	13.7	168	224.7	697.3	52.2	12.5	171	209.3	505.5
55～59	57.4	15.5	167	225.1	648.2	57.4	14.9	168	219.5	660.2	57.4	14.3	171	208.4	481.6
60～64	62.2	14.6	167	200.1	469.2	62.1	12.2	168	196.9	523.9	62.2	15.6	170	193.0	387.2
65歳～	68.6	17.1	166	197.3	430.5	68.0	12.3	166	194.3	383.9	68.7	18.5	169	198.8	407.2
大卒	31.7	6.1	163	275.8	940.6	32.1	6.2	164	286.8	986.0	33.2	5.7	168	259.3	682.9
～17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	23.7	1.3	166	205.6	377.2	23.7	1.4	168	208.0	373.1	23.6	1.2	170	196.0	240.2
25～29	27.2	3.7	163	231.7	800.6	27.1	3.7	165	232.8	798.9	27.2	3.3	168	220.8	583.5
30～34	32.2	7.5	160	293.8	1130.0	32.2	7.1	161	290.1	1082.3	32.2	5.5	164	280.9	731.8
35～39	37.3	9.8	161	339.8	1286.1	37.3	9.4	161	345.2	1268.7	37.5	7.7	165	308.8	892.2
40～44	42.3	11.7	162	385.3	1404.2	42.3	11.5	160	423.4	1523.4	42.4	9.4	167	322.1	950.0
45～49	47.3	13.0	163	396.9	1532.6	47.2	12.3	163	443.5	1698.8	47.3	12.3	167	319.0	1046.3
50～54	52.2	16.7	163	413.8	1699.8	52.1	17.4	160	458.8	2009.1	52.2	13.9	168	345.1	1150.1
55～59	57.2	19.9	162	480.0	2159.9	57.3	20.3	162	529.4	2456.9	57.0	18.0	168	380.0	1533.8
60～64	62.1	20.9	161	485.7	2453.4	61.9	22.9	162	509.5	2737.3	62.5	14.5	161	374.6	1488.6
65歳～	70.5	21.1	162	430.7	1892.3	70.1	21.6	153	519.6	2690.1	71.4	21.4	172	344.3	1052.5

区 分	企 業 規 模 計					100 ～ 999人					10 ～ 99人				
	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額
	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円
55～59	57.4	20.5	161	263.0	958.8	57.5	12.2	166	206.5	619.6	57.6	14.9	172	209.6	368.3
60～64	62.2	17.3	177	229.5	478.1	62.6	16.3	175	214.6	441.3	62.0	18.1	178	240.6	485.4
65歳～	67.0	19.0	168	214.2	293.3	66.5	6.4	176	288.8	29.9	66.9	27.8	169	176.3	451.6
大卒	29.9	5.7	158	257.4	830.0	28.6	4.2	163	222.7	632.1	33.1	6.2	163	218.0	561.0
～17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	23.7	1.4	161	196.9	377.8	23.7	1.4	165	195.2	385.0	23.4	1.4	160	188.6	194.5
25～29	27.1	3.5	157	227.8	734.6	26.8	3.4	161	211.2	624.6	27.4	3.8	167	203.3	609.8
30～34	31.9	8.0	156	300.4	1182.0	32.0	6.4	168	252.5	768.7	32.8	6.2	166	246.4	714.6
35～39	37.2	10.6	157	343.6	1266.9	37.4	6.1	165	300.1	1259.4	37.2	8.6	169	260.4	793.7
40～44	42.5	16.1	156	405.9	1435.1	42.8	11.8	161	311.9	1250.9	42.9	9.0	170	239.9	677.5
45～49	47.2	17.8	154	365.8	1123.6	47.4	16.3	160	280.0	786.9	46.8	14.7	152	216.7	551.3
50～54	52.7	22.5	157	464.9	1812.8	52.6	26.8	160	406.7	1559.8	52.3	8.4	158	261.7	683.6
55～59	57.6	9.7	160	281.3	620.6	57.5	7.1	159	270.6	551.4	57.0	17.0	177	263.5	1196.2
60～64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65歳～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	企 業 規 模 計					100 ～ 999人					10 ～ 99人				
	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額
	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円
45～49	47.7	12.7	171	227.6	625.0	47.8	11.6	170	228.1	613.2	47.7	11.0	176	211.0	463.2
50～54	52.3	14.6	171	240.2	625.9	52.4	14.3	171	244.6	662.0	52.3	14.0	174	229.9	512.1
55～59	57.4	15.4	172	228.7	574.2	57.4	14.5	173	238.6	600.7	57.4	15.1	175	215.6	465.2
60～64	62.3	17.6	175	222.6	654.3	62.3	13.0	176	211.6	784.1	62.3	20.8	174	229.1	593.0
65歳～	68.1	16.3	171	193.9	301.5	65.9	9.4	166	286.2	401.9	68.2	18.1	174	182.5	278.7
大卒	30.5	5.4	164	256.4	770.2	31.3	5.6	162	265.0	810.9	31.0	3.9	171	232.1	404.0
～17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	23.6	1.3	168	206.0	312.6	23.5	1.3	171	206.4	275.0	23.4	1.0	171	194.7	143.9
25～29	27.1	3.8	165	226.3	727.0	27.2	3.7	164	221.9	716.7	27.1	3.4	173	215.6	471.3
30～34	32.2	7.6	160	273.5	1056.3	32.4	6.9	157	267.2	945.6	31.8	4.5	164	236.4	505.8
35～39	37.5	10.0	161	330.0	1049.7	37.5	9.2	154	313.5	1033.7	37.8	6.8	169	323.8	553.3
40～44	42.0	12.2	158	376.1	1474.6	42.1	13.7	152	428.9	1651.9	42.1	5.5	173	255.4	736.9
45～49	46.9	9.8	162	404.9	1116.7	46.6	7.9	160	465.3	1187.4	47.4	9.6	165	287.0	617.3
50～54	51.5	12.2	164	310.7	985.3	50.9	12.5	158	317.6	1298.5	52.0	8.0	171	231.0	144.6
55～59	57.1	15.0	174	276.1	653.8	57.3	17.6	171	299.2	772.3	57.2	13.6	182	254.3	466.1
60～64	62.0	6.0	156	240.0	942.1	62.4	8.1	170	251.0	1140.2	61.3	2.1	129	219.1	568.0
65歳～	66.2	13.8	168	338.1	1386.1	-	-	-	-	-	74.5	51.5	208	514.0	0.0

区 分	企 業 規 模 計					100 ～ 999人					10 ～ 99人				
	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 其 他 特 別 給 与 額
	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円
45～49	47.7	10.7	167	234.4	769.2	47.7	10.6	165	233.9	774.9	47.7	9.7	169	223.2	663.0
50～54	52.2	12.4	167	241.4	800.2	52.3	12.5	166	242.0	821.7	52.2	11.6	169	232.1	708.9
55～59	57.4	13.6	168	240.9	772.7	57.5	13.0	167	233.2	760.3	57.4	13.0	169	237.0	675.5
60～64	62.2	11.3	167	202.5	512.4	62.1	10.6	166	202.6	530.2	62.2	11.7	167	200.7	471.8
65歳～	68.7	14.7	166	202.3	484.6	68.2	11.8	165	181.2	363.6	69.1	16.8	167	218.8	578.4
大卒	33.3	6.8	164	304.4	1070.9	33.5	6.9	164	316.1	1146.0	34.5	6.7	166	280.8	844.5
～17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24	23.8	1.3	166	212.8	379.9	23.8	1.4	165	212.5	400.0	23.7	1.2	171	199.6	289.6
25～29	27.2	3.4	164	240.7	804.9	27.2	3.5	165	245.1	843.8	27.2	3.2	166	222.8	648.7
30～34	32.3	7.0	161	312.6	1153.2	32.3	7.3	162	310.1	1221.9	32.2	5.7	164	297.1	778.2
35～39	37.2	9.5	162	353.0	1397.7	37.2	9.4	163	365.3	1387.1	37.5	8.2	163	316.5	1103.2
40～44	42.5	11.2	164	411.2	1441.0	42.5	10.4	164	446.4	1536.2	42.5	10.8	165	359.7	1115.7
45～49	47.3	13.3	165	421.5	1766.3	47.4	13.0	164	464.1	1943.6	47.3	12.6	168	344.2	1239.5
50～54	52.3	18.4	163	474.8	2082.0	52.3	18.4	161	511.0	2266.5	52.4	16.5	168	405.3	1633.0
55～59	57.2	20.1	163	514.4	2357.7	57.3	20.0	163	548.3	2501.7	57.2	17.9	166	412.4	1789.5
60～64	62.1	22.1	163	513.1	2655.0	61.9	23.9	162	525.4	2840.6	62.6	15.5	165	406.3	1682.4
65歳～	69.8	20.4	167	495.3	2229.7	68.5	18.7	158	591.8	3064.2	71.3	22.2	176	383.0	1269.4

区 分	企 業 規 模 計					100 ～ 999人					10 ～ 99人				
	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	年 齢	勤 続 年 数	所 定 内 実 労 働 時 間 数	所 定 内 給 与 額	年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額
	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円	歳	年	時	千 円	千 円
25～29	27.3	5.1	171	205.6	706.8	27.3	5.3	169	207.7	746.2	27.3	5.1	177	199.0	654.1
30～34	32.3	7.4	168	227.0	735.7	32.4	7.8	165	230.7	796.0	32.2	7.6	173	222.0	691.3
35～39	37.5	8.7	169	254.3	907.2	37.4	9.7	167	265.7	1090.6	37.6	7.1	171	239.6	653.0
40～44	42.9	8.9	168	244.0	841.0	43.1	9.5	163	255.2	909.0	42.6	8.4	178	229.7	707.2
45～49	47.3	13.0	167	251.6	934.2	47.3	13.0	164	259.3	975.1	47.4	12.0	172	234.8	822.2
50～54	52.4	12.9	167	249.1	804.4	52.4	11.9	163	257.4	818.8	52.3	15.2	172	236.6	777.4
55～59	57.6	13.9	171	223.1	678.9	57.6	13.5	165	235.7	831.6	57.4	14.4	180	202.6	456.8
60～64	62.4	9.9	172	178.3	280.7	62.6	7.9	165	163.5	250.2	62.3	11.1	176	186.9	298.5
65歳～	68.9	16.7	166	155.7	70.0	68.6	14.3	152	109.7	55.0	69.4	20.8	190	233.2	95.2

相談コーナー

日常の法律問題 あれこれ

弁護士 久保雅史



住宅を手放さずに再生手続を利用する方法はありませんか？

Q

私は35歳のときにマイホームを購入し、住宅ローンを組みました。ローンの返済期間は25年間です。繊維の問屋に勤務しているのですが、不況で給料が下がってきて40歳の現在年収550万円（手取額）になってしまいました。家族は妻と高校生の息子と中学生の娘の2人の子供がいます。

ところで、私は生活が苦しくなったことから、サラ金に手を出してしまい、現在サラ金7社から合計500万円の借金があり、高利に苦しんでいます。

こんな生活状況をなんとかしなければいけないと思い、最近妻はパートに出るようになりましたが、パート代はわずか月8万円程度です。このため、住宅ローンはここ4ヶ月弁済できない状態になりました。

私達は、やっと手に入れた住宅を手放したくないのですが、何かよい方法はありませんでしょうか。

A

1. あなたの場合、個人民事再生の給与所得者等再生手続で住宅ローンの特則を利用できる可能性があります。住宅ローンの返済期間を延長してもらえる制度です。
2. 住宅ローン特則を利用するには、まず「住宅」の要件を満たす必要があります。

あなたの単独所有か又は、あなたと妻の共有名義の建物であれば要件を満たします。

また、あなた方家族がその建物に住んでいる必要があります。

3. 次は「住宅ローン」の要件です。

まず、住宅の建設または取得のために必要な資金のローンであることが必要です。住宅の為の土地購入に必要な資金のローンは「住宅ローン」に含まれます。

次に、住宅に住宅ローンのためにだけ抵当権が設定されていることが必要です。

住宅ローン以外に債務があって、そのために抵当権が設定されている場合には住宅ローン特則を利用できません。

4. あなたは、住宅ローンの弁済を4ヶ月遅滞していますので、ローン会社から期限の利益を喪失したとして一括弁済を求められていると思われます。

しかし、住宅ローンの特則を利用できると、延滞部分を一定の期間内に弁済することで喪失した期限の利益を回復させることができます。抵当権者が一括弁済を求め、競売をしようとした場合でもあきらめないで下さい。

5. ローンの返済期間が25年間で現在5年間返済して残り20年間とのことですが、最終の弁済期が約定最終弁済から最長10年間までかつ、年齢が70歳までは住宅ローンの支払期日を延長できます。あなたは、60歳までに住宅ローンを完済しなければならなかったのですが、さらに10年支払期日を延長してリスケジュールが可能です。これにより、毎月の支払額が少なくて済みます。

6. 債権者が抵当権に基づいて競売の申立をしてきた場合でも、住宅ローン特則を定めた再生計画案の認可決定が確定したときは、競売手続は停止されますし、認可決定の確定前であっても、裁判所が、住宅ローン特則を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生債務者の申立によって相当の期間を定めて、競売手続きの中止を命じることができます。

7. 再生債務者は、住宅ローン特則を定めた再生計画案を提出するときは、住宅ローン債権者と事前に協議しなければならないことになっています。従って、あなたは再生計画を立てる前に、住宅ローン債権者に住宅ローン特則を利用できるか事前に相談し、協議して下さい。

8. あなたの場合、前問で説明しましたとおり可処分所得算出シートで可処分所得額を算出し、可処分所得の2年以上の額を住宅ローン以外の無担保再生債務者へ弁済すれば、住宅ローン特則を利用して住宅を手放さずに給与所得者等再生手続を利用できます。

Q

小規模個人再生手続は給与所得者等再生手続とどう違うのですか。

A

小規模個人再生手続の特徴は

通常の再生手続と同様に、再生計画案について再生債権者による決議が行われること。(法230条)

再生計画の認可要件について、給与所得者等再生手続で設けられている可処分所得額要件(法241条2項7号)が設けられていないことの2点です。その他の手続の流れ(手続開始の申立て、債権調査、個人再生委員、再生計画案等の作成・提出など)は、給与所得者等再生と同様です。

相談コーナー

日常の経営問題 あれこれ

中小企業診断士 坂井昭衛



4月1日より金融機関のペイオフが解禁され、日本人の資産形成に対する常識が大きく変わります。自分で責任を持って資産を守るとともに、投資や運用活用しながら、自分自身の力で資産を殖やすことが求められます。事業経営においてもペイオフ解禁で資産管理が、重要性を増してきます。

Q1

「ペイオフ」とはどんな意味ですか。また「ペイオフ実施」でなく、なぜ「解禁」というのですか。

A1

ペイオフ (Pay OFF) には、英語で「借金を返済する」「清算する」等の意味があります。

「金融機関のペイオフ」とは、狭い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、元本1千万円までとその利息額を「保険金」として預金者に支払うことを「ペイオフ」と云います。

この他に、預金全額保護の特例措置が終了すると云うこと、即ち、万が一金融機関が破綻したときは、預金の元本1千万円とその利息を超える部分が一部カットされることがあるという意味で、「ペイオフ解禁」というように使われています。

預金保険制度は金融機関が万が一破綻した場合に少額預金者を保護することを目的として昭和46年に導入された制度です。しかし、平成7年、8年にいくつかの金融機関が破綻したときに、実施されるべきものが、金融不安・金融危機を怖れた政府は、

平成8年4月にペイオフを凍結し、「預金全額保護」を打ち出しました。この特例措置が平成14年4月から解除するので「ペイオフ解禁」と云っているわけです。

Q2

「ペイオフ解禁」は預金保険制度によって元本1千万円とその利息が保護されると云うことですが、その仕組みはどうか。

A2

預金保険制度は金融機関が破綻した場合、「預金保険法」に基づき、破綻金融機関にかわって、預金保険機構が預金者の保護を図ります。預金者が加入する金融機関に預金すると、自動的に保険がかかります。保険料は、各金融機関が、預金量に応じて、毎年預金保険機構に納付します。

預金保険機構は、政治、日銀、民間金融機関の出資により運営されています。

金融機関が破綻した場合、預金保護の方法として次の2つの方法があります。

(1) 預金者に保険金を直接支払う方式

- ペイオフ方式 - これまで発動されていない。

(2) 譲受金融機関に預金等を引継ぐ方式

- 資産・負債承継（P & A方式）又は資金援助方式 -

この場合、金融機関の破綻は社会的影響が大きく、混乱を最小限に止め、かつコストがより小さいと見込まれる処理を選択すべきで、資産援助方式を優先し、ペイオフ方式を発動しない方向にある。さらに、金融機関の破綻処理にあたって、破綻金融機関の持っている機能 - 預金の受・出、貸付、決済サービス等 - をなるべく早く、譲受機関に引継ぐことが重要です。

いずれの場合も、元本1千万円までと、その利息は最低保障されますが、さらに、それを超える部分についても、破綻金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払うこともありますから注意を要します。

Q3

どんな金融機関に預けている預金等がペイオフの対象となるのですか。

A3

日本国内に本店のある銀行、信用金庫信用組合等の民間金融機関に預けている一定の預金が対象となります。ペイオフ対象外（預金保険制度に加入していない）の金融機関でも、独自の預金保護制度が設定されている場合があります。

ペイオフの対象となる預金も次表の通りですが、預金の種類により年度別にわかれます。

金融商品ごとの預金保険による払い戻し保証

全額保護、元本1000万円とその利息、 × 預金保険の対象外、預金保険以外の制 度・仕組みで保護・保全		～2002年 3月	2002年4月～ 2003年3月	2003年 4月～	
決済性預金	普通預金				ペイオフの対象と なる預金
	当座預金				
	別段預金				
定期性預金	定期預金				
	貯蓄預金				
	定期積金				
	納税準備預金				
	金銭信託 (元本補てん契約あり)				
	金融債 (保護預り専用商品)				
その他の金融商品	投資信託				
	外国銀行の在日支店の預金	×	×	×	
	金融機関の海外支店の預金	×	×	×	
	農協、漁協などの貯金				
	郵便局の貯金				
	金融機関が保護預りする国債	×	×	×	
金融債以外の社債	×	×	×		

ペイオフ対象外金融機関の預金保護

郵便局...郵便預金法第3条により全額保証

農協・漁協・水産加工(協)...農水産業(協)貯金保険機構による「時金保険制度」で1千万円の貯金・利息が保証

証券会社...日本投資者保護基金、証券投資保護基金及び顧客分別管理しています。

Q4

ペイオフ解禁後に金融機関が破綻した場合、その預金はすぐ引出せるか。

A4

預金によって、引出し時期は異なる。まずペイオフの払戻保証の対象である元本1千万円とその利息までについては、金融機関の破綻後預金保険機構は預金者のデータをもとに、複数の口座を持つ預金の残高を集約する。これは「名寄せ」と呼ばれる作業である。

預金の引出しは預金保険機構が名寄せが終わるまでできない。従って、金融機関等で予め、預金者の住所変更などデータ管理を怠っていると名寄せに時間がかかるため、保証対象の預金であっても、引き出しに時間がかかる可能性もあるが、1週間内外で支払いができるようである。

「1千万円を超える預金等は戻らない」ではなく、破綻金融機関の財務の状況(精算結果)に応じて支払われることとなります。

つまり破綻金融機関の財務状態によって、1千万円を超える預金・利息がカットされる度合いが異なります。その時の具体的支払方法として概算払いと清算払いがあり

ます。

1. 概算払……預金保険機構が破綻金融機関の預金等債権を買取り、破産手続による弁済見込みに一定の比率を乗じた金額が預金者に支払われる。
2. 清算法……破綻金融機関を清算した後に、回数費用等を控除してなお残額があったときに預金者に支払われる。

なお、破綻金融機関に対し保証される1千万円と利息のうちでも、本人が急ぐ場合、普通預金残高（元本のみ）から、1口座60万円を限度としての仮払金制度があります。

Q5

破綻した金融機関から、借入があり同じ金融機関に預金していた場合、相殺されるのか。

A5

相殺できる場合と、相殺できない場合があります。預金の種類や金融機関の預金規定等の内容によって取り扱いが異なるので、確認することをお勧めします。

1. 相殺できる場合

借入約定等で、相殺が禁止されていない限り、預金者が金融機関に対して預金と借入金との相殺を意思表示します。

満期のない預金：当座預金・普通預金等は預金者が意思表示をすれば相殺が可能。

満期のある預金：定期預金・定期積金等は満期後でなければ相殺できなかったが、最近は多くの金融機関がペイオフに備え、満期前でも相殺できると預金規定を改訂しているが、念のため金融機関に確認する方がよい。

2. 相殺できない場合

その借入金について、借入約定で相殺が禁止されている。

法令で相殺が禁止されている場合

ア) その金融機関が民事再生法の適用をうけており、すでに債権届出期間が終了している。

イ) 相殺しようとする債権債務が、金融機関の支払停止を知った後に、負担した債務や取得した預金等の債権である。

外資預金（円建て貸出との相殺を認める旨の特約がある場合を除く。）

なお、相殺の手続としては

1. 預金者自身が、破綻金融機関に対して意思表示する。
2. 預金者が所定の「相殺通知書」と預金通帳、証書等を破綻金融機関に提出、店頭で提出 - 受領書をもらう。郵送の場合配達証明付き内容証明郵便で送る。

3. 具体的な手続は、その金融機関の預金規定等に従う。

Q6

複数の銀行に預金している場合、同じ金融機関の複数の支店に預金していた場合はどうなりますか。また会社（法人）の代表者名義の預金と代表者個人名義の預金の場合はどうなりますか。

A6

ペイオフの原則は「一金融機関につき一人1千万円までの預金とその利息分」が支払われることです。ですから預金していた複数の金融機関が、同時に破綻した場合には、各々の金融機関毎に、一人1千万円までの預金とその利息が支払われます。同じ金融機関の複数支店の預金は、預金者の名寄せをして、合計金額に対しペイオフが実施されます。

法人の代表者名義と代表者個人名義の預金の場合、各々1千万円を限度とする預金とその利息が支払われる。

「名寄せ」の原則

1. 一預金者が普通預金や定期預金など複数の預金をしている場合は、各預金を合計する。(平成15年4月1日以後)
2. 一預金者が同一金融機関の複数支店に預金していた場合、全ての支店の預金を合計する。
3. 親子、夫婦等の別名義の預金は、別々の預金者として扱う。
4. 同じ預金者かどうかは、実質的に判断される。例えば同一金融機関に「甲株式会社金沢支店」と、「甲株式会社七尾支店」の2つの口座があるときは「甲株式会社」として名寄せされる。
5. マンション管理組合等の預金についてはその団体が法人格もしくは「権利能力なき社団・財団」に該当する場合は一預金者とみなされる。
6. 「権利能力なき社団・財団」に該当しない任意団体等の預金は、各構成員の預金として分割され、各個人の預金として名寄せされる。